

平成18年 6 月14日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員	長	藤	家	恒	善
教 育	長	小 野	原	利	幸
庶 務 課 長 補 佐		光	武	な つ	み
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		栗	林	雅	彦
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 6 月14日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	11 寺 山 富 子	1. 市長 5 期目の就任にあたって (1) 学童保育所について (2) 九州新幹線長崎ルート建設の是非について 2. 障害者自立支援法について (1) 現在の障害者支援費制度になってから、わずか 2～3 年でまた制度が変わる。これまでと大きく変わるのとはどんな点か (2) 利用者の認定や費用負担はどうなるのか (3) 就労支援（移行支援、継続支援）について 3. 教育問題について (1) 教育基本法に対し、基本的な認識について伺う (2) 学校の危機管理について 各教室にインターホーンの設置又は火災報知器等の設置は
6	16 谷 口 良 隆	1. 桑原市政 5 期目を問う 2. 人事問題について (1) 職員の健康管理について (2) 今般の停職処分の件
7	2 伊 東 茂	5 期目の桑原市政運営について 1. 定住促進について (1) 産業の振興 ① 基幹産業の充実・企業誘致・起業家支援 (2) 少子化対策と教育について ① 子育て支援における環境・安全・ゆとり ② 食育における学校給食について 2. 交流人口の活用について (1) 観光の強化について ① トライアングル構想の実現化 ② 各種ツーリズムの実現化

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、11番議員寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山富子でございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。今回の質問は、1点目、市長5期目の就任に当たって、学童保育所について、また九州新幹線長崎ルート建設の是非について、2点目が障害者自立支援法について、3点目、教育問題についての大きくは3点について質問をさせていただきます。

市長5期目の就任に当たってということについて質問をいたします。

鹿島市をどのようなまちづくりをし、進めていくのか。その一つ一つが、一人一人の市民の人生を決めていくことにもなっていくと思います。桑原市長の所信表明での初志貫徹、初心に帰る、この二つのことを肝に銘じて市政運営に当たりたいという決意に大きく期待をしているところでございます。

それでは、一つ目の学童保育所についてでございます。

これまで何回となく学童保育の充実を求め、質問をしてまいりました。すべての学校区に学童保育所の設置をという質問を、再三いたしてまいりました。また、きのうも出されたように、学校の校内に隣接をしながらプレハブの設置等もという提案もいたしてまいりました。ですが、必要性は十分に理解しているが、学校の敷地等の問題、いわゆる場所の問題でなかなか実現をせず、保育園に委託する方法がなされてきていました。9日の市長の提案理由説明の中では、すべての学校区において同じようなサービスを提供できるよう、具体的な方法を検討しているとなっています。

私は、質問をいろいろと用意をしておりましたが、きのう4人の方の議員の質問でほぼ回答が出ています。設置場所等について、具体的に総合的に判断をしていきたいという福祉事務所長の答弁でございました。このことについては、詳しくは2回目の質問の一問一答でさせていただきますと思います。

次のその中の2点目で、九州新幹線長崎ルート建設の是非についてでございます。

長崎本線存続を求め、これまで揺るぎない態度を貫いてこられた市長の態度が、市民への信頼と希望に結びついたものと私は思っています。

市長当選後、長崎本線の存続から新幹線長崎ルートの着工断念の大英断を知事に記者会見で訴えられています。これまでは、JR長崎本線の存続をという言葉の域をなかなか出られていなかったわけですが、「JR長崎本線の存続を」と「九州新幹線長崎ルート建設は着工を断念の大英断を」と知事に要求することは、大きな違いがあります。これからは、運動の展開として九州新幹線長崎ルートの建設の是非をも含めて真っ向から考え方をぶつけていくということであろうと思います。市長は、これからの任期4年間は、国に対しての地元同意

はしないという約束、公約をされています。県知事、県民の新幹線は佐賀県に必要ないということとはもとより、大きな確かなものをつくり出すために県内、市外に対し、何かできないか。このことを急がなければならないと思います。県民世論の動向は二分をしているものの、必要はないという方の意見が多いわけでございます。

9日の所信表明でも申されておりますように、この問題は新たな段階を迎えています。佐賀県民に対し、また県に対し、新幹線長崎ルートが本当に必要なのかどうか一緒になって考えてもらい、今後の佐賀県の発展とあるべき姿を県民が判断できるよう、正確な情報の開示と意見反映の場を設けるようにしていくことが今求められていると思います。このことに対し、今後どのような対応を考えられているのか。これは、きのうの問題でたくさん出ておりますが、私もお伺いをさせていただきたいと思います。今までと違い、国との対応が出てくるということでございます。

そしてもう一つは、市民はノーの答えを今回の選挙で出したということでございます。ですが、住民とともに運動を発展させていくことが、今後ますます必要になっていくとも考えます。

以上のような考えがありますので、今後どのような対応を考えておられるのかということが、1回目の質問でございます。

大きな2点目の障害者自立支援法についての質問をさせていただきます。

障害者施策では初めてとなる応益負担の導入を柱とした障害者自立支援法が、ことしの4月より施行をされています。身体障害、知的障害、精神障害のあらゆる人に対する福祉サービスを一元化し、利用者に費用負担を求める法律でございます。ホームヘルプなどの福祉サービスについては1割負担、入所、通所施設の負担、食費は原則自己負担となりました。利用できる福祉サービスについては障害程度区分という考え方を導入し、介護保険に準ずるようなシステムになっています。

質問でございます。利用者の方々の入所、あるいは通所施設において、これまでと大きく変わった点はどういうところなのかをお伺いします。

質問の2点目は、利用者の認定や費用負担についての質問でございます。

障害者自立支援法でも、介護保険と同じように1割の応益負担とコンピューターソフトによる1次判定があって、利用抑制を生む可能性を含むのではないかとされています。十分なホームヘルプサービスを受けられなければ、地域での自立生活は困難になります。また、障害者の就労機会が極端に制限されている現状において、1割の費用負担は非常に重いとも言われています。このことは、当事者や家族の方々が国会前に連日座り込みなどをして、この法律の成立に反対した大きな理由でもあります。利用者の認定や費用負担はどうなっていくのか、お尋ねをいたします。

質問の3点目は、障害者就労支援についてお伺いをいたします。

6月9日の新聞記事によりますと、障害者雇用に関し佐賀労働局は、2005年度の就職者数が388人で1999年度以降、最多となったことを報告いたしました。昨年度の県内障害者の新規求職者数は854人、これに対する職業紹介件数は1,214件で、388人が就職に結びつきました。これは、県内の大まかな状況です。

市役所内における企業等の障害者雇用の実態、市役所における障害者雇用の実態、これはデータをお願いしている分ですが、御回答をお願いします。

企業等に身障者雇用計画の作成を求め、適正実施の勧告をとということで、どのようにされていくのか。

3点目が、現在でも守られていない企業に対して、どのように今後指導をなされていくのか。

4点目が、身障者が能力に適した職業につくことを目的とした雇用促進法の促進について、これについての考え方を第1回目でお尋ねいたします。

3点目、教育問題についてお伺いします。

教育基本法について、基本的な認識について伺うということで質問をさせていただきます。

衆議院の特別国会で教育基本法改正に関する法案が審議されています。教育基本法は、日本国憲法と一体となり戦後の民主主義を支えてきたものであります。60年もの長い間、教育の崇高な理念とされてきたこの法律が、国民を交えた十分な論議がないまま、いきなり今変えられようとしています。今の教育基本法は、過去の教育が戦争の悲劇をもたらす原因となったことを反省し、平和的国家の建設等の理念に基づいてつくられた、いわば教育の憲法とも言うべきものと思います。今起きている教育の諸問題は、基本法を改正しないと変わらないのか。改正したら変わるのか。本来、なぜ今の教育基本法でいけないのかという議論から始めるべきだと思いますが、それがなされていません。いわゆる愛国心の表記など、法案の条文の中にどう盛り込むかを最大の焦点とされてきています。

教育基本法の改正案が、我が国を愛する態度という表現に変えたことで与党間の合意が成立し、4月28日閣議決定の後、国会へ上程をされました。

今回の改正案の問題点とし、一つ、教育基本法の性質、二つ、愛国心について、三つ、義務教育について、4番目、家庭教育について、五つ目、教育行政の問題、六つ目、改正理由と与党協議の密室性、この点が多く多くの団体、また多くの国民から問題点として出され、また、新聞を初めマスコミでも指摘する声が多く見受けられます。

ここで、まず教育長にお伺いいたします。

現教育基本法の何が問題と考えられているのか、今なぜ改正かが、私はよく理解ができません。現教育基本法について、どのような御見解を持っておられるのか。また、今なぜ急に改正されようとしているのか、このことについて教育長の御見解をお伺いいたします。

以上で1回目を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルート建設のことについてお答えをいたしますが、私が知事に対して大英断を望むというふうなことを発言しました。

それは、もう少しさかのぼってみますと、一昨年の12月に知事は、私たち期成会の経営分離に対する同意がないままに見切り発車をされて、国に対して知事として経営分離に同意をすると、こういうことをされました。そのときに、私に知事から電話がかかってきまして、これは単に予約切符を買わせていただいただけですよというふうなことを申されました。私は、そこで二つのことを申し上げましたが、三つか四つあったと思いますが、今、この問題に関することで言いますとですね。

まず、最終的には我々の同意が、全部の同意がないと、知事も着工に対する同意をされませんですねと。それで、それはそうだとことを確認いたしました。

二つ目が、予約切符と申されましたが、この予約切符はあくまでも予約切符であるので、この切符は本番で使わないということもあるんですねと。そうですということが、そういう知事さんと私の間での約束があったわけであります。

通常、予約切符というは期限があるわけですね。普通3カ月とか、どんな例外でいっても6カ月ですよ。もうあれから1年半たっておりますけど、この予約切符は、もうそろそろ破棄していいのではないですかと、そういう意味を込めて大英断をというふうに申し上げたわけでありまして、また、今回の鹿島市長選において私が当選をさせていただいた。私は、4年間同意をいたしませんということを公約に掲げて当選をしたわけですので、そのことも踏まえて大英断をというふうに申し上げました。

このことは、今後も知事さんに対して随所で申し上げていきたいというふうに思っておりますが、ただ、新幹線そのものに反対ということは、もう全体に伝わっております、私の気持ちは。できるだけ、やっぱり余り刺激的な言葉は現場では使わない方がいいんじゃないかと、こういう配慮、こういうものもやっぱり必要じゃないかというふうに思います。しかし、方向性としては微動だにせずに、そして、お互いに紳士同士で、できるだけ私たちの望むところに着地点を持っていくように、今後も頑張っていきたいというふうに思っております。

今後の対応であります。私は、もう市内論議は終了していると。どこの、ほかの県が言われるように、いろいろ鹿島市でと言われますが、私たちは十分いろんなやり方で議論を尽くしてきました。問題は、私の方から言いますと、県内各地、あるいは国内、特に中央、こういうことで展開をしていきたいというふうに思っております。

県内において、まず公開討論会を知事が佐賀市での容認発言をしておられますので、その

ことの真意と、そして確認をしながら、その実現に向けて今から実務上、詰めていきたいと。ようやく私どもが望む、県内の県民の皆さんに直接、私が肉声で私たちのこの置かれている立場、あるいは新幹線長崎ルートの、いかに効果がないか。こういうものも含めて直接訴えていきたいというふうに思います。

それとまた、国内であります。まず、これは新幹線問題の原則論からやっぱり説いていかなければいけないと思います。それは、やはり国、地方の今の財政の問題と公共事業のあり方、こういう問題が一つの大きな基軸になっていくというふうに思っております。

まず、新幹線の、今、北海道、北陸、そして長崎ルートの3線の財源の問題であります。この主要財源というのは、国鉄が民営化されるときにJR各社に、いわゆる民間企業に国鉄が有している資産を売却いたしました。これは、公式的には譲渡というふうに言われております。実際は、売却であります。その譲渡収益があるわけでありまして、これが、現在、まだ償還期限が来ていないものを当てにして、これを担保にしたような形で前借りをする。それを主要財源にして、この3線の着工、建設の財源にしていくと。こういう中身の構造になっているわけですね。

ところが、あれだけ国鉄が、赤字が——多分何兆円、20何兆円と言ったのですかね、30何兆円と言ったのですかね、ちょっと明らかに、23兆円か28兆円か、そういう大きな赤字を国鉄が抱えていて、それをようやく民間に売却をして、その売却益をまず国庫に、本会計にこれを入れるべきですね。それを、そういうことをしないで真っすぐ整備新幹線着工に回すと。こういうことをですね、やっぱりやっていいかと。国の財源がこれだけ厳しい中でということが、まず基本的にあります。

それから、もう一つは、今、国庫の問題。プライマリーバランス、皆様方御存じだと思いますけど、西暦2011年までにプライマリーバランスの均衡を保つと、こういうことを政府・与党は言っているわけですね。約束をしているんです。

これはどういうことかといいますと、その年に歳入になった財源で、その年の政策経費を全部賄うようにすると。そうなったときが、プライマリーバランスがとれたという状況です。2011年度の予測で言いますと、その年に歳出が129兆円というふうに予測をしております。この歳出は、国債の元利払い費などは除いた純粹の政策経費です。これが129兆円。その年に入る、主には税収ですけど、これが、歳入が112兆円。つまり、17兆円不足するんですね。これでは、プライマリーバランスが17兆円マイナスだということになります。この17兆円を2011年の時点においてどうするかということで政府が今検討をしておりますのが、これを黒字化すると。この17兆円というのは、大きく分けて2通りなんですね。歳出を削減する、歳入を上げる。歳入を上げるということは、税収を、税率をアップすることなんです。これを消費税等でやろうと。そして、歳出の面は、いわゆる公共事業費、あるいは社会保障費、地方単独事業、こういうものを抑えろと。今検討されているのが、歳出の面で10兆円規

模の歳出削減を実現すると。公共事業費を5兆円削減する。そして、この社会保障費、あるいは地方単独事業で、それぞれ2兆円規模の削減と。これで約10兆円の削減をして、そして、あと消費税等の税率アップでカバーする。この17兆円を埋めることによってプライマリーバランスを図ると。それからが財政再建なんですね。それまでは、ずうっとその年の政策経費に必要な分に歳入は足りませんから、その分ずうっとまた国債の発行をして赤字が上乗せしていくんです。このクロスする地点を経た上で、ずうっと国の借金が減っていくと、こういうことになります。

これは、絶対に、政府も我々地方もそうですが、いわば避けては通れない臨界点であります。ここをやろうと。今言いましたように、これを実現するためには税収をアップする。そして、公共事業費とか、あるいは社会保障費とか、こういうものを削減せざるを得ない。こういう状況のときに、いわゆる時間短縮効果も少ない、効果もない、こういう長崎ルート、本当にやっていいかということを、まず我々は国民全体に向かってアピールをしていく必要がある。そして、国民世論を喚起することによって、政府の、それこそ大英断を図っていくと。大まかの戦略はこういうことになります。

ただ、戦術的には、これはいろいろ相手さんもおられますので、これはもう私が胸の内ではいろいろ作戦を練りながらやっていくことということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

寺山議員の質問の2点目、障害者自立支援法関連の質問の中の1点目と2点目について、私の方からお答えをいたしたいと思います。

今までの制度から、今回の法、障害者自立支援法に変わっての大きな変更点は何かという御質問だろうかと思いますが、これは、先ほど議員が御質問の中にその答えの部分まで含めておっしゃられましたので繰り返しになりますが、まず、これまでの身体、知的、精神の3障害、これに児童の部分もございますが、この3障害がそれぞれの法とか制度で運用をされておりました。

ただ、今回の障害者自立支援法の施行で1本化されて、その内容が同一の制度で運用されることで、障害の種別ごとの差がなくなったということが一つ上げられると思います。

それから、これも議員おっしゃりましたが、ホームヘルプであるとか、障害者施設への入所、通所サービス等の障害福祉サービスを受けるためには、市町村が設置します障害程度区分の認定審査会の審査が必要になると。これは、介護保険制度と同様の制度に変更になるということでございます。

それから、3点目に利用者の負担。これは、それぞれの制度ごとに利用者負担が違ってお

りました。これまでの、例えば身体障害であれば所得のみに応じた応能負担であったことが、利用するサービスの量と所得に応じた1割の定率負担ということで変更になりました。それから、これも先ほどおっしゃられましたが、食費とか光熱水費、こういうものが原則利用者の実費負担になったことが大きな変更点でございます。

それから、2点目の利用者の認定や費用負担はどうなるかという御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、障害福祉サービスを受けるためには、先ほど申し上げましたが、市町村に設置いたします審査会で障害程度区分の認定を受ける必要がございます。特に、その中で急ぐ必要がございますのは、居宅、在宅で障害福祉サービスを受けておられる方が、この方たちは9月末までに認定を受けないと10月からのサービスが受けられなくなります。現在、本市では福祉サービスを受けておられる方、これらの方の訪問調査を今現在実施しております。鹿島市での対象者が、新規の方を含めて約75名程度ということで推測をしております。施設の入所者に関しましては経過措置がございまして、5年間は今のサービスを継続してできるということ。それ以降は認定審査を受ける必要がございますが、5年間の継続措置がござい

ます。

審査会につきましては、これも後だって御提案を申し上げるようになっておりますが、鹿島市の単独設置ということではなく、介護保険の審査会と同様な杵藤地区広域、今は3市4町になりましたが、3市4町での共同設置をするということで準備を進めております。

具体的な審査会の運営の手順について申し上げますと、まず、先ほど申しましたように、市の職員が認定審査員の研修を受けた市の障害者担当ということでございますが、障害程度区分の判定のための資料作成のために訪問調査をいたします。現在、今、実施をしております。これをもとに介護認定基準の項目、これは介護認定につきましては79項目でございますが、これ以外に障害者特有の事項があるということで新たに27項目を加えまして、106項目の調査を行いましてコンピューター処理による1次判定を行います。

また、この中でなかなか数値化できにくい事項というのがございます。それとか特殊な事情、こういうもの。それから、補足説明を必要とするようなもの、こういうものを特記事項として文書化をいたします。さらに、これに主治医の方の意見書を添付いたしまして、コンピューターで判定できにくい部分の補完を行うようになっております。それらの資料をもとに、これが2次判定になりますが、審査会におきまして障害程度区分の判定を行っていきます。

次に、利用者負担金について申し上げますと、利用者負担金については、原則、先ほどおっしゃられましたように、利用者の1割負担ということになります。ただし、所得額に応じて定率負担の月額の上限額が設定をされております。そのほかに軽減ということで、個別減免であるとか社会福祉法人減免、それから食費等に対する補足給付等、利用者負担の減

免措置というのがございます。

これらの制度につきましては、利用者の所得とか利用者が利用される障害者施設の区分等によって内容が非常に複雑でございますので、ここでは説明を省略いたしますが、障害者サービスを受けられる利用者の方につきましては、審査会への申請をなさる時点で御説明をするようにいたしております。今現在は、そういう形で説明を行っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の方からは、市役所における障害者の雇用の実態という御質問にお答えをいたします。

鹿島市におけます17年度の雇用率は1.84%になっておりまして、法定雇用率の2.1%を下回っておりますが、計算上の小数点以下の切り捨てという原則によりまして、雇用人数におきましては基準を満たしております。

しかし、18年度におきましては、職員の退職に伴いまして雇用率は1.6%となっております。法定雇用率、雇用人数とも、今の現在におきましては基準を下回っている状況でございます。

この雇用率の是正につきましては、平成20年1月までに措置する必要があるということでございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の2項目めの方の雇用率について申し上げます。

昨年の6月1日現在でございますけれども、鹿島市ハローワーク管内では全体対象が35企業ございます。対象の労働者が5,027名でございます。このうち障害者の方が61名でございますから、雇用率が1.21%でございます。

同じく、これは鹿島市内でございますけれども、対象企業が16企業ございます。労働者の対象者数が2,473名で、うち障害者の方が35名でございますから、雇用率が1.42%というふうな状況でございます。

それから、障害者雇用の施策でございますけれども、これはハローワークの方で主にやっております事業が五つほどございます。これは、法定雇用率の達成の強化、それから障害者の就職の促進をするということ、それから障害者の就職支援の推進を行うというふうなもの、それから障害者の試行雇用事業、トライアル事業と申しますけれども、これを推進されておられます。それから、あとは職場の適応援助者、ジョブコーチと申しますけれども、いろいろな支援事業の推進を行っておられます。

県の方では、法定雇用率達成事業ということでコンサルタントの方をお願いをいたしまして、県内の企業を訪問する。それから、障害者就業生活支援センター等からの支援。それから、また県の建設工事の場合、法定雇用率を達成した団体や企業を優遇するような措置。それから、佐賀県の産業技術センターにおける研修等があります。

こういう率を未達成の場合の指導でございますけれども、これはハローワークの方で未達成の企業を中心にセミナー等を開催する。それから、トライアル雇用とか各種助成金等の雇用支援策を活用して障害者の促進を行うというようなことで、そういうふうなことで指導が行われております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育基本法について、一つは現在の教育基本法についての認識と、そしてもう一つは、なぜ今改正かという2点あったかと思います。

まず1点目の現行法について、どのように受けとめているかということだと思いますけれども、昨日も申しましたように、もう憲法と同時期に、しかも憲法の理念を実現するために、あの制定をされているわけですね。いわば教育宣言的な意味合いもあるというふうに思います。教育の根本法であるというふうにとらえております。

ただ、内容を見てみますと、具体的な取り決めは書かれておりませんですね。憲法と同じように理念が盛り込まれているという、大まかにはそのようにとらえております。

つまり、憲法の理想を実現する。これは、教育の力に託して戦後における日本の教育の基本を確立するために制定をされているわけですので、以来半世紀以上にわたって指針となり、教育水準の向上などに寄与してきたというふうに受けとめております。

それから、2点目の今回の改正の動きをどうとらえるかということだと思いますが、現行法そのものについては、今申しましたように、私レベルの理解からいたしますと、これはこれではほぼ完璧であろうというふうに思います。一つ一つの文言を読み取ってみましても、異論を挟む余地は全くないというのが正直なところであります。

ただ、50年、60年という時が流れているという現実の中では、社会の状況、あるいは教育全般におけるさまざまな問題等が生じていることは、もう現実あるわけありますので、いま一度、教育の根本にさかのぼって見直しをしていくという、こういうタイミングでもあらうというふうにとらえております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

まず、新幹線のところからお聞きをしていきたいと思います。

現在、きのうも再三申されましたように、鹿島市民はこの長崎本線を残そうということに市民の合意がなされた。そして、その合意がなされたとういことは、長崎新幹線の是非ということでは、要らないという立場に立っているというふうに、これは理解をしていいと思います。そして、私は、市民全体が長崎本線を残そうということで頑張っている向きもありましたんですが、やはり表に出ているのは、どうしても桑原市長が表に出るわけですね。そして、マスコミとかいろんな場所では、桑原市長が中心になって、この長崎本線の存続を言っているというふうに聞こえていたというふうに、これはなっていると思います。ですが、今回の選挙で、やはり市民の合意としてこれが出されたということで、私も安堵をしているところでございます。

そして、今、県内各地とか国内というふうなところで、いろんな意見をわかりやすく説明をしていただきました。それは、大変重要なことだと思いますが、私は、いま一度、今こそ戻るべきことも必要じゃないかなというふうに思います。

というのは、テレビとか新聞とか、やはり桑原市長だけが、またひとり歩きをしている向きもあるわけですね。そういうところで、国の動き、県の動きを侮っては大変なことになるんじゃないかという心配をしているわけです。市民の合意を、やはり確かなものにするためには、もう、やはり何といいますか、市内議論は終了しているというふうなことでくぐられたんですが、ここが一番最後まで力を、私たちの長崎本線を残そう、新幹線は要らないということでは、やはり市内論議が一番だと私は考えています。終わったかもわかりませんが、これは決して終わりはなき戦いだと思いますので、市内論議は終わっていると思いますが、これを確かなものにするために市民一人一人の皆さんが、長崎本線のことを肝に銘じていろんなところできちんと言えるようにするための運動といいますか、仕組みといいますか、そういうものをいま一度見直すことも必要じゃないかなという思いがしています。

というのは、やはり選挙が終わった後、反対に、また桑原市長だけがひとり歩きをしているようなところもあるわけですね。そういうふうなところを抑えるためにも、決してそうではないと思いますが、そういうところをきちんとするためにも、やはりいつも原点に戻る、市長は初心に戻るというふうなことを言われましたんですが、やはりその初心というものを、この運動には必要だと思いますので、その辺について、決して終わっているのではない、この辺について、いま一度どういうふうなことをきちんとしていくか、そのことをお尋ねさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市内論議は終わったと言っておりますのは、私が申し上げているのは、この経営分離反対はあくまでも貫いていくか、あるいは容認の方向でいくかという、その是非の判断の議論は終わったという意味ですよ。ただ、それは御理解いただけたと思います。

そうじゃなくて、やっぱりもう方向性は、方針ははっきり決まったわけですので、こういう方針を堅持しながら市民の皆さんにも適時、私の方からも説明をしますし、情報の提供もしていくと、こういうことであります。

もう一つ、ちょっとこれは、私も今まで知りませんでした、今回の鹿島市長選の結果がブラジルのサンパウロの日系新聞にも載ったと。これについて、その結果と長崎ルートの問題のことも記事が書いてあったということを知っておりますので、これは私の後輩の同級生、鹿島高校の出身ですが、その人がある大企業の、何といいますかね、出張所と言ったら語弊がありますが、サンパウロ支店に赴任をされていて、その人から電話がかかってきたということで、今、その新聞を送ってくださいということでお願いをしているところであります。

いずれにしても、地球の裏側まで、これはもう極端な例ですが、日本全体にいろんなことを通じて、ルートを通じて私たちの主張が、いわゆる浸透していくようにということで頑張りますし、また、先ほど寺山議員がおっしゃいましたように、市内の是非についての議論は終わりましたが、今後もこの長崎本線の必要性、あるいは新幹線の長崎ルートの不要性、こういうものを市民の皆さんにも訴えていくと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございます。きのうも申されましたんですが、私たち議会の方で阿久根市の方に3回目の視察に行ってきました。これは5月10日、11日のことなんですが、そこで言われたことは、新幹線は要らないということを終始一貫して最後まで言えばよかったと。これは声を大にして言われました。

というのは、新幹線は要らないということを言っていたけれども、両県が何とか必ず悪いようにはしないと再三言われたと。それで、阿久根市だけが反対をしていて多くの方に迷惑をかけるんじゃないかということで、渋々といいですか、オーケーをした途端に、今となっては新幹線は要らないと最後まで終始一貫していればよかったということをいつも言われました。今度も、また言われました。

そして、阿久根市自体が特急のとまる駅からローカル線だけしかとまらない、それでもおれんじ鉄道という1両だけ編成した鉄道になったということで、本当にそれを見ると、元気が反対に出ないというふうなことをおっしゃっていました。

また、阿久根市に集中していた人口が、大幅に減ということですね。また、若者がそういうふうな阿久根市に見切りをつけて帰ってこない若者が多くなったと。

そして、活性化に向けての県の対応はどうだったのかということを聞いたんですが、いろいろあったそうで、土地で500坪、見返りにということでもらわれたそうです。ですが、その土地はなかなか使う勝手がなくて、そのままの状態で放置をされていて、そして最近では単なる船着き場となってしまっていて放置されていると。そして、トンネル工事の整備は、これは20億円かけてしていただいたということでした。また、公共的な振興策というのは、少しは、そういうふうにあったわけなんですけど、農業または産業に対する振興策は、全くないと。全くないという裏の方には、自分たちも要求はしなかったというふうな反省も述べられていました。

また、第三セクターになって料金は1.3倍という値上げになったんですが、子供たちの大事な足となった通学でありますけど、それについては全くの援助はあっていないということでございます。

また、活性化へ向けて県の対応の中で補助金というものが出される部分もありますが、3分の1は、やはり市の手出しということになりますので、財政難の折、そういうふうなことの中での活性化に向けた対応というものはできていないということを出されています。

最後に言われたのは、JRまた県、国に負けないで頑張ってくれと。これは本当に強いエールを、参加している方皆さんからいただきました。私たちの中では10年間という中でいろんな計画、振興策が盛られてきていますが、10年というものはあっという間ですよと。第三セクターの利用促進を持ち出しても、今、おれんじ鉄道は、既に、もう当初から赤字だということで利用促進というのは、本当に難しいというふうなことでした。

それから、私たちのところではそこにはない上下分離方式というものが、いかにもいいような形で出されておりますが、これは甘木鉄道の県から派遣された方が言われていたんですが、上下分離方式という言葉にだまされないでくださいと。どこまでが上で、どこからが下なのか、ここの辺をはっきりしないとあやふやになって、結果的には何でも押しつけられてしまうことになりますよと。これは、甘木鉄道さんがきちんと言っていたので、自分は県から派遣されてますが、これはもう私たちも、もう皆さんの活動には注目をしていますし、どうか最後まで、もう期間が幾らかかろうと頑張ってもらいたいというふうなことを今回の視察であちこちで言われました。

3回のいろんな、こういうふうな関連する視察をさせていただいたんですが、やはり新幹線は私たちのこの鹿島市、佐賀県にとっては、本当に長崎ルートというものは無意味であって、今、市長がおっしゃいましたように、いろんな意味を含めて、今後県内、そして国、国民の皆さんに向けて公共工事のあり方、国のあり方をも左右する大きな皆さんが注目する、今、ブラジルのサンパウロのことも申されましたが、地球の裏側までも行っている大

きな問題ととらえ、今後とも市民の大きな運動として、みんな一緒に頑張っていかなければならないと思います。

この件については、以上で終わりたいと思います。

次に、学童保育のことについて、きのう4人の方から多くの意見が出され、大まかなことは聞いてしまっております。その中で一つだけ気になることがありましたので、質問をさせていただきますと思います。

これは、私も再三言ってきたのは、学校の敷地内に学童保育所ができるのが一番安全・安心といたしますか、そういうふうな意味でいいわけなんです、やはりいまだに学校の中に設置する問題点、運用上の問題というものが、きのう教育長の方から出されました。そして、子供たちの数は激変しているにもかかわらず、空き教室という名前のもとではなくて、教室は既に有効活用利用をされているということも出ました。ですが、ここでいろんな方に、これは市民の皆さんに言われるんですが、教室があいとるやろもと、これは既に言われているんですね。

ですが、利用法としては、きのう言われたような方法で使われています。それを、やはりいろんな方に言っても、今までなかったものを使うというときに、やはり不足していた部屋がそこに回ったということでもあります、そういうところをもう少し研究をし、お互いに利用する方法とし、そして、同じ子供たちの安全・安心、そしてまた共働きをしている保護者の皆さんたちのために、同じ子供のためですので、教育委員会または福祉事務所、お互いに話し合いをしながら、見える部分がどうしても空き教室に行きますので、その辺について、再度、これは教育長からだと思いますが、考え方を優先度として考えてくださっていると思いますが、安心のために、もう一遍これを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

基本的な考え方は昨日申し上げたとおりでありますけれども、今、福祉事務所の方から相談がっておりますから、基本的にはできるだけ、そういう可能な策を考えたいというのが、もう私の気持ちであります。

問題点を一つ一つ言っていたら切りがないぐらいいろいろあるわけですが、私は、一番優先したいのは、やっぱり安全性ですね。学校にいる大人は、もう先生方しかいないわけですね。先生方に負担をかける、あるいはそれをしっかり見てもらうというのは当然のことですが、それが手が回るか回らないか。あるいは校舎の広さ、場所、人数等がいろいろ出てきますので、その辺について一番憂慮をしているわけであります。

例えば、一例申しますと、明倫小の場合でいきますと間仕切りがありませんよね。複数学級での授業とか少人数教室などスペースをフルに稼働して、今、授業等をやっているわ

けです。だから、きのう申しましたように、空き教室というのはないわけですね。中高学年は、午後からもちろん授業があっているわけでありますので、そのあたりの支障等をやっぱり配慮をした場合、どうしても教室等には置けないというのが、やっぱり実情としてあるわけですね。

しかし、その中でいろいろ工夫をしながら、できる限りの対応はしていきたいと思いますが、その辺、担当課の方とも、あるいは私は現場をしっかりと見て、そして校長等の意見を聞きながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ありがとうございます。それから、これは全く違う方向からなんですが、学童保育は、いわゆる安全・安心とか、いろいろ言われています。そしてまた、地域、家庭、学校、この三つが教育にはかかわって子供たちの育成に努めるというふうになってはいますが、その地域という部分が、大事でありながら抜けているなという部分があるわけですね。

これはどこでもできるかどうかは、もうできないと思いますが、地域で、例えば地区の公民館等を利用して数名の子供さんたちが預かる体制、ボランティアの皆さん、きのう山口瑞枝議員からも言われましたが、団塊の世代といいますか、それぞれ元気な、高齢者と言ったらいけませんね、若者がいます。私もその部類に入る年齢に来ましたので、そういう人たちが、何らかの役に立ちたいという方が、たくさん私の周りにもいらっしゃいます。そういうふうな人たちの手を受けながら、知った子供たちを、知ったおじさん、お婆さんが面倒を見る場、確かに安心は学校かもわかりませんが、地域でのそういうふうな活動も試行的なところで、希望といいますか、何か出しながらしてみるのもいい考えじゃないかなというふうに思いますので、これはもう、提案として申し上げていますので、これができるところ、できないところはもうあります。できるところは限られておりますが、試行としてやってみるのもいいんじゃないかなと思いますので、これは突然、きのう私がこの問題について質問をすと言っていたときに、うちの連れ合いが申しまして、おいたちでんがよんにゆう時間は余って、何かあつぎ行ってもよかとけにゃとか、そういうふうなことを言ったわけですね。それで、ああそういうこともあるなと思ひまして、ちょっと突然なんです、こういうこともありましたので、今後、検討にしてほしいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

御質問といいますか、答弁は必要ないということでしたが、一応、うちの方も実は考えた

ところがございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど寺山議員がおっしゃられた形は、一番の理想形だろうと思います。それが一番理想だろうと思いますが、なかなかそこまでいき切れていないという現状もございます。私たちが、一つ思っているのは、この放課後児童クラブというのは、あくまでも保護者がされる部分のところの支援だという理解をしております。

ですから、当然、保護者の方もその放課後児童クラブの活動の中に入っていただきたいというふうなことは、案としては持っております。これは、当然、共働きをしておられる方は、その中に入って指導をするというのは、ちょっとこれはできないかと思いますが、同年齢の子供をお持ちのお母さん方、あるいは地域の方、実は昨日、山口瑞枝議員からもございました団塊の世代のお話、あるいは福井議員の方からも草津市の例を御提示いただきましたが、非常にそういうことも今後考えていくべきだろうと思っております。

私たちが思っておりますのは、これにあわせて同じ市の金を使うんだったら、これを、今、短時間だったら仕事ができるけどという方もいらっしゃると思います。そういう方たちに対する就労支援ということでも考えられるんじゃないかと。そういうことまで含めて総合的に、やっぱり考えていくことだろうと思います。

先ほど寺山議員がおっしゃっていただいたことは非常にありがたいことですし、最終的には、そういうことも考えていかなければいけないと思います。試行的にもやっていくということも含めて考えていくべきだろうと思いますが、現段階ではなかなかそこまでの機が熟していないといえますか、そういう状況がございますので、ありがたい御提案としてお受けをいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

次に、障害者自立支援法について質問をさせていただきます。

この障害者自立支援法については、今回の議案の中にも盛り込まれておりますので、詳しくはそこの中でも議論をしていきたいと思っています。

今回、私はここでいろいろお聞きしたことは、就労者支援ということで、ぜひ何とかしてほしいということで質問をさせていただきたいと思います。

現在、鹿島市ではやはりやめさせられたという部分もあったりして、きちんとした法定数には達していないということなんですけど、ここの場についてはこれで予定がどういうふうなものをされていくのかということもありますが、今は下回っていますが、今後何らかの計画があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

18年度につきましては、先ほど答弁をいたしましたように、法定の基準を満たしていないというような状況になっています。

このことにつきましては、この分母となる職員数につきましては一般職の職員、三役、そして非常勤の嘱託職員を対象とした職員数になりますけど、このことにつきましては、市長部局、そして教育委員会部局とも相談をしながら、非常勤嘱託職員につきましては教育委員会の分野で採用が多いということもございますので、その採用につきましては時間をかけて検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

市役所というところはそういうところに一番理解があってしかるべきだと思いますので、ぜひ正職員という形じゃなくても私はいろんな雇い方があると思いますので、この雇用率にかかわらず、雇用率というのは正規に雇った方をカウントするようになっていると思いますが、そうではない部分でも雇えるということができると思います。嘱託の方法とかいろいろあると思いますので、その辺についても、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、鹿島市内等の就労の状況をここにもらいました。

その中で、やはり下回っているというか、下回っている下回っていないにかかわらず、もうこれはハローワーク中心に今回調べていただいたというふうに思いますが、障害者雇用について鹿島市として全くそういうところにゆだねているのか、もしくは何らかの形をとって調査なりをして言っておられるのか、その辺をまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の質問にお答えをいたします。

障害者雇用につきましては、直接、市の方での直接的な施策はございませんけれども、先ほど申しましたように、ハローワークさんなりもしくは県あたりでやっつけらっしゃる事業がございます。こういうようなものにつきまして、一緒になって連携をとりながら障害者の雇用率を上げていきたいということは思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この障害者の職業といいますか、障害者障害者と言ったら本当に、非常にいけないんです

が、それぞれが障害が持っていようともいなくても、生活をするためには働いてお金を得ると。その働いて得たお金でいろんな文化活動なり自分が食べるもの、着るもの、衣食住を賄うというのが、これ、人間の生きていく上での基本なんです、やはり障害を少しでも持っていたら、働く場所とかそういうふうなものが自然と限られて限定されてきます。そういうものを突破するために、今回、これは大きな意味の自立支援法になっているかどうか分かりませんが、こういうふうな言葉をかりた中で障害者の方のために少しでも役に立とうというような施策をしていただけたら、私はもう最高だなというふうに思っているわけです。

今回、県の方がいろんな意味でしてくる施策というものが見え隠れしている中で、全く見えないという声も聞かれていますと思いますが、市内において、各企業といいますか、企業は限られていますが、非常によく理解をし、そういう方に目を向けて雇ってくださる企業、または全くそういうところに目を向けなくて、罰則金といいますか、そういうようなものを払って済ませる企業。企業の仕事の内容にもよるかと思いますが、いろいろ理解してもらうためにそういうところに、セミナーまで開かなくてもいいと思いますが、こういうふうな障害者のそれぞれの方の要望を聞いて、1日何時間でもできる仕事等を見つけていただいて、個々の、何といいますか、ケアがどこかでできないかなと思うわけですね。これは、ハローワークではもちろんできませんので、そういうふうなところを県に言ってもできないと思いますので、やはり頼るべきところはやはり自治体しかないわけですね。障害者というのはたくさんいらっしゃるわけでもないし、そういうふうな一般的なところで働こうという人は数少ないかもわからないので、1人2人とやはり手がけていっていただいて、実績を出していただき、そしてまた、実績をしていただいた方の経験談ですか、そういうふうなものを見出しながら大きく広げていくのも一つの方法じゃないかと思いますが、大きく広げるんじゃなくて、1人2人から手がけていくような、そういうふうな心が通った施策といいますか、方法をとることは可能かどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の質問に対しましてお答えをいたします。

先ほど申しましたデータでございますが、これは個々の会社名までうちの方は把握をいたしておりません。当然、今現在、いろんな普通の高校生あたりでもございますけれども、地元の方に就職等のあっせんをお願いしに回っております。ですから、当然、障害者の方につきましても、そういうふうな機会がございますれば、やっぱり一緒になって市内の企業の方に、やはり雇用をお願いしたいというふうなことで、そういうふうなやはり運動はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

またの機会にお願いをさせていただきたいと思います。

次に、質問をしてまいりたいと思いますが、市内には各作業所がございますが、その作業所への通所者実態といえますか、そこで働いていらっしゃる方の通所者の実態、これ、平均工賃等があると思いますが、その辺の状況についてお伺いをし、そして今回、自立支援について、これが施行されることにおいて、その方たちの受け取る、そういうふうな工賃等に支障が出るのか。または、その方たちが、この自立支援法で何らかの変わった点があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

現在、鹿島市在住の方で通所で作業所に通っておられる方、何カ所かございますが、全体で7カ所で46名の方が通所をされております。

今度の障害者自立支援法は、若干、法が複雑になっておりますが、この中で小規模作業所、小さな作業所関係は、この事業の負担金の対象から外れております。

ですから、利用料金というのは、今、確認したところでは、現行、月額300円ぐらいから2千円ぐらい取っておられます。そのほかに食費も若干取っておられますが、この分については変更する予定はないということで、この方たちについてはほとんど負担増というのは出てこないかと思います。

ただ、作業所の中でも大きな作業所、社会福祉法人として県の認可を受けておられるような大きな作業所につきましては、ここの部分に対しての負担金というのが伴います。当然、1割負担と食費等がかかってきますので、この方々については、やっぱり負担増というのが実際出てくるかと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

なかなか私のやり方がスムーズにいかないで時間が来ております。障害者については、まだまだこれからだと思いますので、私も勉強しながら、何とか本当の自立支援法になるように質問をさせていただいたり、また意見を言って、皆さんにお願いしたりしたいと思います。

次、教育の問題についてでございます。

ここ、一つ、私が登壇で言い忘れておりまして、学校の危機管理ということでもあります。

各教室にインターホンの設置または火災報知器等の設置をなされているのかということで質問項目を上げておりました。地域、学校、家庭と幾ら安全体制を講じたとしても、万全とは言えないというふうな昨今の状況です。

ということで、社会環境からしても防犯活動に、現在、それぞれが力を注いでいただいております。また、いろんな角度から安全対策が講じておられますが、とりわけ学校の教室、あるいはその周辺で異変が生じた場合、現在どのように対応するようになっているのかということと、その方法の一つとしてインターホンの設置とか、火災報知器等の設置というものが言われておりますが、そのような設備についてどういうふうになっているのかをお伺いさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

インターホンはありません。もし設置をすれば、使い方の工夫次第では効果も期待できるかと思いますが、学校というところは、基本的には子供たちの昇降口を閉じたり、あるいは玄関にかぎをかけたりということは、もう1日のスケジュール上、あるいは諸活動上、これはもうできませんので、いろいろ事情があると思います。

そこで、カメラなどを設置することによって察知の手だてをすることは可能かと思いますが、今現在、大規模改修をした七浦小学校には一部設置をしているということであります。それ以外はありません。

また、火災報知器は市内全体では、小学校では89個、中学校で45個、計134個設置しておりますが、学校の規模とか建物の構造、あるいはそういう機能性等を考慮しながら、バランスをとってそれぞれの場所に配備をしているという状況であります。多ければ多いほどということもありましようけれども、必要な数を主として廊下、あるいは体育館等に設置をしているという現況であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

何を設置したから安全かということとはなかなか言えませんが、やはり現在、いろんなことがあって心配しても切りがない、どのようにしても切りがないということが言われております。実際、家の中に帰ってから問題が山積するような世の中ですので、何があったら安心かということではありませんが、最低ラインの安全性を今後も計画をしてほしいと思います。これはもう、以上で終わりたいと思います。

次に、教育基本法について、もっと詳しくいろんなことを言わなければならない、言いた

かったんですが、時間が差し迫っております。

きのうも松尾議員の方からいろいろ言われてきました。今回、これが、いろいろ論議がなされていますが、このことを知っている国民、または熟知している国民というのは、もう本当に数%だと思います。そして、この教育基本法が変わった暁にどういうふうなことが想定されるかということも、また、これを理解するのが大変難しいということで、もう国に任せるといふような気持ちになるのが当然になってきています。

ですが、このような教育基本法が変わるということで、私たちの暮らし、子供たちがどういふふうに変わっていくかということに大きく、やはり関心を持たなければいけないわけなんです。なかなか関心が持てない状況にあって、そしてこれが拙速に決められようとしていると。60年間、私たちの教育の根底となっていた、そういうふうなものが変えられようとしていることが、もう心配でならないわけです。

その一つの中に愛国心ということが、きのうも言われました。この愛国心ということは、すばらしい言葉ですよ。愛というのは、何回聞いても心に響くいい言葉であって、国もやはりいいですよ。心というのもいいですし、これに愛国心が悪いわけでも何でもありません。ですが、こういうふうなものを、心の内面に踏み込んでしまうような、これを強制するような、そしてこれを強制し、法律化することによって起こる問題が、やはり問題であるといふふうに私は思っています。

そういうふうなことで、きのうも言われていたんですが、これを盛り込むことによって、または国歌を歌う歌わない、国旗を掲揚する掲揚しない、そういうふうなことで東京都なんかでは大きな問題が醸し出されています。

それと同じような形で、この愛国心がこういうふうなところにきちんと出てきたところで、どういうふうなことが起こるかということで、やはり問題がきのうもなされました。学校現場などで強制されないかとかですね。そして、通知表の問題とかいろんなことが申されましたが、どこかの問題ではなくて、例えば、鹿島市でこの新しい教育基本法が制定されたとしたら、教育長としては、きのうも言われたような、いろんなことが心配されているような懸念が鹿島市でも起こり得ると考えられていらっしゃるのか。その辺について、まずお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育基本法というのは、昨日も申しましたように、もう理念とか根幹は変わっていないわけですよ。もし改正をされるにしてもですね。私は、だから、それが変わらない以上は今までの教育の根幹といいますか、それは維持できることであろうと思います。

ただ、今日的な視点というのは、当然、いつの時代にも求められることでありますので、

例えば、家庭の問題とか、あるいは規範主義とか、あるいはよく言われております、いじめ、不登校等の問題ですね、こういうふうな今日的な視点での重視すべき理念というのは、今まで以上にきちんと力点を置いて指導に生かしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

こういうふうなことを教育長に聞くのは、酷だとは思っております。ですが、教育長の考えが、どこでも強く動いていくわけですね。ということで質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いしますと思います。

また、こういうふうな愛国心に絡んで教員を評価または評定していく危険性も言われていますね。というのは、そういうふうな子供たちが国歌斉唱のときに全員が起立をしないとか、そういうときにあなたのクラスはこうだったからということで、その先生が校長からある一定のおしかりを受けるとか、そういうふうなものの評価にもつながっていくということも言われています。実際、そういうふうなことが現在もあっているわけですね。

ということで、私はこういうふうなことになるのが一番問題じゃないかと思いますが、鹿島市においては、やはり長である教育委員会とかそういうところがきちんとした姿勢を示していただくことが、こういうふうな心配を少しでもなくすと思いますので、このことについて、そういうことはないのか、危惧されることもあるのかお伺いをします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

国を愛するとか国を大切にするとかいうことは、表現の違い、言い方に左右されるものではないというふうに私は思っております。もちろん、過去にさかのぼってみますと複雑な問題もありますので、このことそのものを深く論ずるつもりはございません。

ただ、純粋に国を愛することの大切さとか、他国にも尊敬をされるような国づくりに向けて基本理念として持つことは極めて自然であり、重要なことだというふうに思っております。こういうことを大人も子供も共有することによって、先ほどのような懸念というのは、私は解消されるものと思います。とりわけ21世紀というのは、共に生きる時代と言われますね。つまり共生の時代と。自分を大切にする人は他人をも大事にすると。自国を思う人は、他国を思う。そういう理念こそ共生の時代にふさわしい教育であるというふうに私はとらえております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

寺山議員に申し上げます。持ち時間が参りましたので、何かあったら簡潔にお願いいたします。

○11番（寺山富子君）

教育のことについては、また次の機会をお願いをさせていただきたいと思います。

とりわけ、今、私たちに課せられている大きな問題は、長崎本線の存続を何としても守ろうということで、国の裏側で言っている大きな問題までなりました。そういうことを肝に銘じながら、鹿島市の未来のために市民一丸となって頑張れるような桑原市長の市政4年間といますか、そういうふうなものを打ち出していただいておりますので、みんな頑張っていて、鹿島市がいつまでも「かもめ」が通るようなそういうふうな市にしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、16番議員谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

通告に基づきまして質問をいたします。

大きくは2点通告をいたしておりますが、まず1点目の桑原市政5期目を問うという点での御質問をいたします。

桑原市長には、このたびの鹿島市長選挙におきまして、見事5選を果たされたことにつきまして、この場で改めてお祝いを申し上げたいと思います。大変おめでとうございます。

多選批判へのちゅうちょもあられたのか、選挙1カ月前という、従来からすれば異例の時期における意思固めをされたということで、御本人の胸中也さることながら、大方の市民にも驚きの感、強いものがあつたような実感がいたしておりました。しかし、いずれにいたしましても当選の暁、マスコミに報じられた勝因、みずから申し上げておられましたけれども、「長崎本線存続一点で突破をした」と、そのようにJR問題が出馬への決意に最後の背中を押したというのではないかというふうにお見受けをいたしてまいりました。

この上は、桑原市長が選挙公約で述べられておりましたその他のもろもろの諸政策実現のために御活躍いただくことを期待を申し上げます。

ただ、一方では、桑原市長が獲得をされました得票の75%に相当をする7,800余りの対立

候補の得票もまた、それ相当の重みをもって、市民としても見詰めているわけでございます。

今日の鹿島市政は、単独自治を選んだ後の市政の展望、各種統計が示しておりますように、低迷の続く各種地場産業の育成強化課題など、内政、外交ともに大きな節目、あるいは転機を迎えていることもまた事実でございます。特定の政策だけにとらわれて、大局がないがしろになるということは、言うまでもなく許されない環境に立たされているのが本市の現在の状況ではないかというふうに考えているところでございます。

個々の政策について、この場において云々するのは、選挙で洗礼を受けられた直後でもございます。また一方では、4期16年の重い実績からも釈迦に説法という懸念もございます。そういった観点で今回の質問では、そういった具体的な全般的における5期目を問うことはこの際割愛をさせていただきたいというふうに思いますが、以下、幾つか桑原市政5期目のいでたちに当たって、市政運営の基本事項につきまして質問をさせていただきたいというふうに考えております。

そのまず第1点目に、権力の多選ということに関しては、桑原市長みずからも従来からどちらかと言えば批判的な考えというのを持論とされていたというふうに認識をいたしておりますが、今回、みずからその渦中に置かれたわけでございます。もとより多選批判と申しますのは、権力のよどみ、あるいはおごりという代名詞に置きかえてもよいものだというふうに思うわけでございますが、桑原市長を指した批判というふうには当たらないという気もいたしますけれども、客観的にそうしたよどみ、あるいはおごりの弊害を常々から検証し、排除するために、今般の施政方針の演告の中でも、あるいは市報の6月号でもそういう謙虚さを持って事に当たっていくという意思表示もされておるわけございまして、そうしたものを維持継続させていくために、何らかの手だて、あるいはみずからをそういった点で縛る仕組みというものも片方では考えられてもいいんじゃないかというふうに思うわけでございますが、そういった点で何らかの方策というものを別に考えられておるかどうかについてお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

二つ目に活力回復という課題、これについても大変選挙戦を通して市長もお訴えもされておられましたようすし、市民の声も大変大きな要望として実感を受けて私自身にも伝わってまいったわけでございます。市民生活の目線からも鹿島市政という観点からも、近年の普遍的なテーマになっているような気がしてなりません。もはや、この課題を単なる行政のスローガンや施政方針を語る際の年中行事的なテーマで過ごすということではできないところまで来ているのが今日の鹿島の状態ではないかというふうに認識をいたしております。

本市の活力を示す各種統計数値の右肩下がりの傾向に、もし歯どめがかからないということで、このままそうしたテンポが継続をしていくということになりますと、近い将来、今日、3万3,000人台に落ち込んだ鹿島市人口が、いずれ3万人台を割るということにもなる懸念さえないではないというふうに思うわけでございます。

基幹産業でありますところの本市の農林水産業を初めとする商業、工業等、地場産業の育成強化に向けた市政の展開は、もはやスローガンの域から具現、実践の域に入っているというふうに認識しているところでございますが、鹿島市の基幹をなすそれらの産業の帰趨といえますのは、今後のまちづくり、福祉、教育、市人口、若者定住など、鹿島市のトータルとしての活力の帰趨を決めることと直接結びついているわけでありますから、向こう4年間の桑原市政の責任は、鹿島市の10年、あるいは20年、30年の将来の方向性まで占うものとして期待が注がれているものと言っても過言ではないというふうに考えております。

イベントも結構です。あるいは目移りのする事業採択も大いに結構ではございますが、地味ではあっても、鹿島の根幹をなしている地元産業育成のために、一肌も二肌も脱いでほしいというのが、今置かれた率直な市民感覚ではないかと思われま。5期目の出発に当たって、いかがな所信をお持ちであるのか、改めてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

幸いにして、今期定例会開会に当たりましては、先ほども申しますように演告や市報等でも表明をされておりますが、桑原市長の5期目に臨む抱負に接してみますと、厳しい選挙戦を戦ってこられた選挙効果が出ているのではないかと受けとめております。つまり、申し上げます鹿島市政に向けた市民の気持ちというものが、選挙戦を通じて肌身で感じられた効果が抱負の中ににじみ出ているように見受けております。恐らく、そうした実感を受けているのは私一人ではなく、多くの市民の皆さんにもそれ相当のものが伝わっているのではないかというふうに判断されます。

ベテラン市長に申し上げるのは、少しおこがましい気もいたしますけれども、桑原市長が今抱かれています抱負の基本姿勢を、貫禄のついたそのバッジにさらに刻み込んでいただき、時々今回の演告を振り返って読み返すことをしていただければ幸いだらうというふうに思っております。市勢の活性化、つまり行政という意味ではなくて、市の勢いという意味での活性化について、桑原市長の決意をお聞きしたいということでございます。

あわせまして、関係部課長が新たな桑原市政のもとで、どのような政策展開や具体的指示を受けられたのか、あるいは受けられていないのか、その辺についてもお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

それぞれの立場から、この4年間という、いわば中期目標期間にどのような政策を緒につけ、実現に向かわせようと事務レベルで考えられておるのか、ワンコメントずつで結構でございますので、述べていただければありがたく存じます。

時間も制約をされておりますので、すべての部課長に答弁をここでやっていただければ、2回目の質問はまず無理になりますので、市長部局から独立をしております教育委員会、農業委員会、監査委員会等については割愛をして、一般事務に専ら活躍をしていただいております市民部関係についても除いていいと思います。つまり、そうした市勢の活力回復という

観点からの部局ということになりますと、産業部を中心とするところだろうというふうに思っていますので、新しく改選をされた市長の意を体してどのような指示を受け、事務レベルでこの4年間に何を緒につけ、何を実現に向かわせようという考えを持っておられるかについてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

次に三つ目として、J R問題の対応についてお伺いをいたします。

J R問題に絡む佐賀県との協議が暗礁に乗り上げたりと、そういう状況にもあるように思っておりますが、J R問題での県との閉塞感が他の一般行政課題へ飛び火をして、かつて一部にやゆされていた井本知事との会話、よく言われます「検討に値しない」というあの発言以来、不協和音的な風潮があったというふうに認識をいたしておりますが、そうした再燃への心配というのも市民の間にはないではないというふうに思っておるわけでございまして、そういった観点から、桑原市長は5期目の当選を決めた当日の談話で、今申しますように、長崎本線を一つの中心戦術として戦われたわけでございますが、今後、施政運営の中で、行政というのは、「揺りかごから墓場まで」と言われる地方行政の幅広い行政事務をつかさどるリーダーが、もちろん最大の選挙公約を中心に据えて行政に当たられるというのは当然でございますが、それだけに事がとらわれて、専らの職が偏ってしまうおそれがないのかどうかという心配でございます。そういった点での全般に向けた市長のこの4年間の取り組みについてのお考えをお尋ねしたいというふうに思っております。まあ、そうした心配は御無用だということで、この際、一蹴をしていただければ、それでも結構だろうというふうに思っております。

次に、大きな二つ目として、人事問題についてお尋ねをいたします。

人事に関しては、かねてから住民福祉のため、ふだんから組織を挙げて研さん、努力が重ねられているものというふうに考えております。ただ、今日の人事を取り巻く環境は、事務事業の権限移譲と絡んで、現場では従来にも増して仕事量がふえはしても減ることのない現状の反面、財政的側面から定数削減基調が着実に具体化をしているという状況にあらうかというふうに認識をいたしております。そうした環境は、勢い職員の健康管理やつかさとなる立場と現場の立場に思わぬあつれきが発生する環境も条件としては強くなっているということも片方では言えるというふうに思うわけですが、今回通告しております件については、そういう中であって、いささか気にもなる点でございます。執行部の専権事項である人事問題に余り我々議会が口を挟むということは差し控えたいことではございますが、大変市民、社会の中でも気になる問題として2件お尋ねをしておきたいというふうに思っております。

そのうちの一つの職員の健康管理に関してお尋ねをいたしておきたいと思います。

まずもって、先月末お亡くなりになりました幹部職員の方には、心から哀悼の意をささげますとともに、御家族の皆様には、この場をかりましてではございますが、改めて衷心よりお悔やみを申し上げたいと思っております。

私は、この質問をするに当たりまして、お亡くなりになりましたその幹部職員さんを例に挙げて云々する考えは毛頭ございません。ただ、病状から推測をして、素人ながらも、精神的ストレス等、それ相当の因果関係なしとは言えないものがあつたのではないかというふうに思っております。

職員の実数は現在279人、平成9年度段階では311人であつたということは、昨日の松尾議員の質問の中でも申されておりましたが、この10年間で1割以上職員数は減つたという数字に統計上なります。先ほど述べましたように、業務量は事務の合理化が時代時代に応じて進められていることを前提としつつも、地方への権限移譲が進められる現在、仕事量について、ふえてはいても、減じたという実感は現場にはないのではないかというふうに考えられます。

一方、職員の健康状態をはかる一つのデータとして、1カ月以上の長期入院者がこの間、年間に5名ないし9名の水準で推移をしているというデータが示されております。現職死亡者も平成12年に2名、平成14年に2名、そして今回というようなことで、これらのデータがすべて行政組織としての健康管理に起因するとまでは申し上げませんが、やはり健康にして生涯働き続けられる職場の建設というのは永遠の課題でございまして、こうした不幸に哀悼をささげる今この時期のその心持ち、精神をこの際そっくり職場の健康管理問題に冷静に転化させて振り返っていただくことをお願い申し上げたいと思います。これは関係部局だけに申すということではなくて、すべての職員さんに申し上げたい。あわせて関係部局においても、検証を加えていただきたいということでございます。

当然、法に基づく労働安全衛生法を初め、使用者に課せられた法定内の職場の健康管理は、当然のこととして実践をされているというふうには思いますが、こうした機会をとらえて健康維持増進のため、法制度や従来までの慣行に上乘せした福利厚生制度の検討を含めた職員の健康管理への踏み込みを切望しておきたいというふうに思っております。法律で健康が維持されるならば問題ございません。法律を完全実施しても現状がそうであるという認識に立つべきでございします。

次に、今般の停職処分の件についてお尋ねをいたします。

6月3日、地元紙の新聞報道によりまして、職員の停職処分が発令されたことを知りまして大変驚きました。一般の市民の方から私のところにも数件、どうのことだろうかというお尋ねが来たことも事実です。処分の理由として、その報道によりますとというか、私の認識からすれば、既に1年前にかかる問題で云々あつていた問題であるのではないか。何で一体1年以上経過した今ごろなのかというのが一つ疑問点としてございます。

報道によりますと、該当職員さんの話では、「公務の中で疑問と思われる点を是正するための仕事上の問題であつた」というふうに述べられておりました。また、議員の要求に基づいて渡した資料の写しについては、議員の調査活動への協力と認識もされますし、また、その議員は当該団体の構成員にもなっておられるということで、第三者へ無差別に公開された

不当な行為ではないという旨の所見が述べられていたというふうに思っております。

この件に関する一連の公務の結果は、監督官庁となっている佐賀県も当該団体の業務内容の一部について、改善すべき点を指摘したという情報もあり、一連の経過を整理すれば、当該職員は場面はそうかもしれんけれども、誉れに値する結果につながったという見方も、片方ではできるのではないかという見解も出てまいります。

私たちがこの問題をどのように理解をすればいいのか、公に一たん出された事案である以上、あいまいではなく、執行部として議会に対しても市民に対しても、責任説明をしていたくようにお願いしたいというふうに思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、桑原市政5期目を問うということでありまして、多選批判、これはもう確かにありました。もっと言えば、私に対する批判は、やっぱり多選というのがほとんどであったというふうに思います。権力のよどみやおごりを排除していくということではありますが、そうあります。

もともと私は、いろんな手だてを通じて、そういうことがないようにということで、いろんな場面で職員に対しても話し合いをしながらやってきましたが、とりたてて今回からということではなくて、そういうふうな気持ちでやってきたこと、それを強化してやっていくと、こういうことをやっていきたいというふうに思います。

それから、活力の回復、市勢の活性化ということではありますが、まず、地場産業の育成の御指摘がありました。これは、もう既に各種産業団体から商工会議所、農協、漁協、こういうところから長崎本線の存続を前提とした振興策というものの政策の提言をいただいております。これを基本的には取り入れていくべきだと。第4次総合計画の見直しの中でも、このそれぞれの団体からの提言というものは、ほとんど網羅するようにしているところであります。これを財政と絡めながら、いかに実行に移していくか、これを図っていきたいというふうに思いますし、また、選挙戦を通じて、いろんな市民の皆さんの考え、こういうものを肌で感じたことを政策化していく。

その一端が、乳幼児医療費の就学前までの無料化、あるいは放課後児童教室の強化、こういう子育てに対する支援、そうすることによって、少子化の解消に向かっていく、こういうことを5選後スタートさせていただいたところであります。

それから、このJR問題であります、県との関係の心配、県との不協和音の心配、これはほとんど100%の市民が、私自身もそうありますが、市議会議員の皆さんもそうです。これを心配しておられるんですね。それはそうです。今、以前にもそうあったということ、

私の口からも申しませんが、やっぱりこういうことがあったら絶対いけません。やはり、一つの政策を打つことによって、私たちは私たちの立場で鹿島市として、この長崎本線の存続を図るか、あるいは経営分離を余儀なくされるかということで、大きく鹿島市の行く末が違ってきます。こういう問題に対して、じゃあそうだからといって、県は逆の方向だといって、はいそうですかと言うわけにはいかないでしょう。だから、今回の選挙は、全員市民は、選挙民は、それを心配しながらも、結果的にやっぱりそういうことがあってはいけないけど、それを乗り越えてやっていけと。極端にはそうであってもということがあったかもしれないですね。私を選んでくれたということです。

ですから、市会議員の皆さんも、もっともっと今まで以上に私に対しても言っていただいで結構です。県に対しても「何しよっか、これはこれで別に分けて考えるべきやろもん。鹿島市の主権というものをどう考えるのか」ということを言っていただきたい。私の足を引っ張るばかりじゃやっぱりいけません。鹿島市として主体的にどう動いていくか。

しかし、こういうふうな大きな問題以外は、やっぱり国、県との協調関係は保っていくというのは基本にやるべきで、私自身もよくわかっております。そのあたりをわきまえながら、そして県との関係を私の方から崩そうとしたことも、今からしようとすることも1回もありません。それは決していたしません。したがって、その点は、今申し上げましたようなことで私もやっていきますし、市議会議員の皆さんも御協力を賜りたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

桑原市政のもとで新しい市長としてどのような指示を受けたかということでお答えをいたします。ちょっと部長会議での話を思い出しながらの答弁でございますので、ちょっと漏れがあるかも知れませんが、その部分はよろしく願いをいたしたいと思います。

まず、産業部につきましては、定住促進と交流人口の活用を念頭に置かれたものだと思いますが、企業誘致プロジェクトを発足をさせろというような指示を受けております。

それから、市民部につきましては、福祉の充実ということで学童保育、それから、乳幼児医療費の充実をというようなことでの指示でございます。

それから、総務部につきましては、長崎本線の存続について、公開討論会の事務折衝のやり方、ここの指示を受けております。

土木部については、特別指示があっておりませんが、これは部長として、ソフトからハードへの転換をいかに定着させていくかという命題をもって取り組んでいただいていると聞いております。

それからもう一つ、職員の健康管理ということでございますが、これは議員も認識をいた

していただいているとおり、すべての病気が仕事、あるいは総務部局の健康管理に起因しているものではないということは、議員も御理解のとおりでございます。

職員の健康管理につきましては、健康そのものにつきましては、先般の質問にもお答えしましたように、最終的には職員おのおの個人が、この健康管理について自覚してもらうということが基本であると感じております。そうは言いましても福利厚生部署として、精いっぱい健康管理のお手伝いをするというのは、当然のことだと思っております。

それで、今中心にやっている事業でございますが、まず、生活習慣病の予防の健診、これは職員の健康診断という形でやっております。それから２点目、出張簡易人間ドック、これは30歳以上の職員を対象にしております。それと人間ドック35歳以上を対象にしております。それと医師などによる毎月の健康相談でございます。この四つを主な事業にしております、ここを中心にした健康管理に今後とも気を配ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

各部こういった指示を受けて、こういったことで今後考えて取り組んでいくのかというご質問だと思います。今、総務部長がまとめて言っていたのかなというふうな気がいたしておりましたけれども、私どもが一番今回は施策の柱の中では関係してきます。当然、演告に掲げたとおり、いろんな具体的な施策が掲げられております。企業誘致プロジェクト、先ほど総務部長が申し上げましたそのこととか、いろんなグリーンツーリズムとか、そういった具体的な内容を掲げて演告の方で表現をしていただいたところでございます。それがほとんど我々に関係してくる項目でございます。

この二つの大きな政策をどう展開していくのかというのが私の仕事でございます。既に取り組んでいる事業、これはもう当然継続をしていきますし、ほかの団体と早期に連携をとってまとめていく部分は早期に協議に入る。それから、新たな事業の確定を早期にさせたい。ただ、これは財政の問題がございますから、そういった制度にしながら確定をさせていきたい。こういったもろもろの問題を、じゃあ、どういうくくり方で展開できるような手法は何かということ常々考えまして、何か一つ大きな市民全部の創意のもののコンセプトみたいなものがないかなということを今考えておりますので、早期にこれも大きな一つの柱として何かとらえる文言みたいなものを私は模索をしているところでございます。そういった旗印のもとに頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

それでは、建設環境部の方の今後の取り組みということでございますけれども、先ほど総務部長の方からハードからソフトへの転換というようなことを言っていただいております。そういうことで、今後はハードをつくるのが目的ということではなくして、その手段ということに力点を置いて進みたいと、このように考えております。

それから、ことしの4月でございますが、文化庁の方から重要伝統的建造物群の指定というようなことになっておりますので、文化財の観点から、あるいはまちづくりの観点から、このまちづくりにつきまして対応をしてみたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

市民部におきましては、ただいま総務部長の方からお答えいたしましたとおりでございますが、もう一度私の方からお答えいたします。

定住促進の一環として、安心して暮らせるまちづくり、このためにやっぱり少子化対策を充実させにやいかんということで、特に乳幼児医療費の助成を充実させたいということ。また、学童保育についても、きょうも、ずっと今議会でも一般質問あっておりますが、全小学校区で開設するようということで指示を受けております。

さらには、高齢者とか障害者に対する対策についても何かいい対策はないか、それぞれ検討するように指示を受けておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

今回の停職処分につきまして、まず私の方からお答えをいたします。

今回の処分につきましては、さきの議会においても御指摘をいただいたとおり、調査の手法、進め方に問題点があったことは事実であります。そのことを今回の処分の対象としていることではございません。調査の手法、理由はともかくとして、結果として職務上知り得た秘密、つまり、調査対象・組合の職員の給与情報、あるいは企業情報を他人に漏えいした行為が地公法34条第1項並びに改正前の鹿島市個人情報保護条例第3条第2項に違反するとして、そのことのみを処分いたしましたものでございます。

なお、今回の処分に際しましては、御承知のとおり、現在、被処分者より不利益処分についての不服申し立てがなされておりました。近く審理が開始される予定でありますので、審理に影響する部分につきましては、この際現時点では発言を差し控えさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩をいたします。なお、午後１時10分より再開をいたします。

午後０時７分 休憩

午後１時10分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、16番議員の一般質問を続けます。

その前に執行部の答弁を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

谷口議員の御質問の中に、処分がなぜ今ごろかという御質問がございました。私どもは昨年の６月、７月ごろからこの問題に関しまして調査を実施してきたところでございますけど、これまで２回にわたりまして、団体に対する補助金の執行についての調査を実施してまいりました。また、その間にも複数の弁護士とも協議を行いまして、この問題について、法に対する、条例に対する抵触行為があったのかというふうなことを複数の弁護士とも協議を重ね、そのことを区長にも報告をいたしまして、市長の指示を仰ぎながら、このことに関しましては人事に関する重大な事柄でありますので、慎重に慎重を重ね、今回の処分ということになったものでございます。

また、このほか、この問題に関しましては、いろんな問題を抱えておりまして、このことがこれ以上にまた広がるおそれも持っております。このことについては、まださらに長期間にわたることも想定されますので、今回の処分につきましては、守秘義務違反、個人情報、企業情報の漏えいということに絞りまして処分を科したものでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一通り答弁をいただきましたが、満足できる点、あるいはできない点もろもろございますが、与えられた時間の範囲で追って２回目の質問に入りたいというふうに思っております。

最後まで届き切れないかもしれませんが、質問もできるだけ簡単にやりたいと思います。答弁の方もそういった点でよろしくお願ひしたいと思います。

まず、市長の姿勢について問うた１点目の点では、謙虚さを維持していくために、何か手だて、あるいは仕組みを考えておられるのかという点では、とりたてては考えていないと、その上で努力をしていきたいというような答弁でございましたが、往々にしてそうした洗礼を受けた直後というのは新鮮な感覚ではあるんですが、やはり期間も擁すると、どうしても権力というのはそういう点が出てくるわけで、できれば何らかの対応を、みずからも今言われましたように多選批判というのは、多選というのは、確かに大きな今度の選挙の障害だったという総括をされているわけですので、そういった点での検証、できる手だてをとって

ただきたいと思いますが、例えば、市民の感覚の原点に戻るという観点では、武雄市でも今般、これは合併に伴う市長選挙が行われたわけなんです、4月28日に役所の中に一つの提案制度というのですか、そうしたプロジェクトを立ち上げられた。また、市民からの要望等もあったんでしょ。日程的には職員提案制度は4月20日に立ち上げられたということで報道があっておりましたけど、その後に28日になって今度はもう市民提案制度、職員提案制度から市民提案制度に変えて、要するに民意を行政の長のところに直接届くようなそうした制度をつくられましたですね。例えば、こうした策というのは、考えようと思えばあるのではないかというふうに思うわけでありまして、そういった点などをもう少し研究をされてみたらどうかというような気がいたしております。それはもう答弁要りません。

それから、従来市長は16年、初当選されて以来「市民総参加」というのを市政運営の基本に据えて今日まで来られたわけなんです、特に今回の選挙で市民を二分する選挙になったということで、少なからぬやっぱり批判票というのもカウントされておるわけですね。そういった点で、この市民総参加の市政運営に当たっての形づくりというのは非常に今後の桑原市政の運営にとっても重要なやっぱりかぎになるんじゃないかというふうに思うんです。そういった点で、市民総参加の形をつくっていくために何らかのやはりメッセージを市民に対しても送らなければならないでしょうし、あるいは今言いますような武雄の例をとりましたけれども、何らかのそうした形になるものを市民が直接そうした市政の、要するにリーダーに届くような、そういったものを検討されてはどうかというような気がして質問に取り上げたわけなんです、ただいまのお答えはそういうことでございますので、そういう声が議会の中にあると、谷口良隆の声としてあったかもわかりませんが、そういう気持ちを抱いておりますので、うんわかったという話には今直ちにはならないと思います。検討された上での答弁を1回目されておりますので。ただし、やっぱりそうした声があるというのは念頭に置かれて形を検討されたらということをお願いしたいというふうに思っております。

次に、市勢、市の勢い、この活性化に関して、市長からそれぞれの担当部署には5期目のスタートに当たって、それなりの指示があったのではないかとということで、部課長、課長まではいきませんでしたけれども、それぞれの部長の皆さんから具体的な部分についても答弁をいただきました。ただ、総体的には、今日の今の鹿島の人口を初めとする右肩下がりの傾向というのが、それで果たして歯どめがかかるかと言えば、かなり役に立つ政策を打たれたという気がしますけれども、やっぱり抜本的にはもう少し腰を入れて検討しなければならないんじゃないかと思います。

今日、今の段階では、それが一つの具体策として提案をされておりますので、それはそれとして、私もしっかり受けとめておきたいとは思いますが、例えば、農政などを考えてみたときに、私もいつもこれは持論にしておりますが、ハードはやってきたけれども、ソフト部分がないと。やっぱり鹿島農政というのが見えてこないんですね。そのために農林公

社構想なども打ち上げられて検討はされたものの、結果が出たら、もうすぐお蔵入りと、そういったことを繰り返して鹿島農政は今日まで来ておるんですよ。そういった点からは、農政に触れての部課長の今御答弁は具体的には聞いておりませんので、もう少しそういった点では本格的な政策、市の活性化に向けた政策というのを考えてほしいというふうに思っております。

農林行政を語るときに、ホワイトカラー的感覚とは申しませんが、やっぱり心のネクタイを外して、現場の農家のその肌身に触れて、そしてそこから農政の立案、そこを立脚点に立って鹿島の農政をやっぱり方向づけを農林業者とともに考えていくという、そういう基本的な心の問題から改めるべき点も多々私はあるような気がしておるんですね。そういった点で鹿島の活力回復という点では、必ずしも十分なものがまだ打ち出せていないなという実感を持っております。これはもう感想ですから、特にあれば後から答弁していただいても結構ですけども、一応答弁を求めている質問ではございません。今のは私の意見です。

それから、ＪＲ問題に関してですけど、このＪＲの存続に関して異論を唱える市民は一人もいないと思うんですね。ＪＲは第三セクターになってもいいよと言う人はいないと思うんですよ。ただ、一番私が心配しておるのは、やっぱり県、あるいは国、それからＪＲという巨大な相手に向こうに回して、市政が今闘っておるわけですね。市民の利便性を守るために。それに余りにとらわれ過ぎて、一般行政が宙に浮く心配がないのか、あるいは行政間の風通しが行き詰まってしまうんじゃないかと。失われた向こう４年間になっては困るんですよ、ＪＲ問題だけにとらわれ過ぎて。だから、そのバランス感覚といいますか、その運動は運動として、行政間の風通しといいますか、そういうものをいかに保持しながら、市政の進展にかじを切っていただくかと、ここが私の質問のポイントなんです。そういった点で、市長は、とにかくこのＪＲ問題になれば、これは時間も割いて、元気を出してここで答弁をされますけれども、それはそれでいいですよ。それはそれでよいのですが、そのバランスですね、そこら辺についての思いというものをどういうふうに今考えておられるか、もう一回お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ＪＲが第三セクターになってもよいと言う市民は一人もいないと、私もそうあってほしいと思っていましたが、今までの現象を見ても、これは本当にちょっと今信用しがたいような、例えば、議員の中にも本当にそうなのかと。それを率直に言っていただければ何にも私と議員と考え方、意見の相違はないわけで、そういうふうな上での話し合いをしていけばいいわけですけど、とてもとてもそういうふうに議員も、例えば、市民みんなと言わないまでも、議員が全部純粋にそう思っておられるというふうなことは、ちょっと私は今までは

考えられませんでした。しかし、今、谷口議員の言い方、それから、本当に虚心坦懐に言っておられる表情を見て、あ、本音は谷口議員、そう思っておられたのかと。そうであれば、ちゃんわあいとここで皆さんと話ばしていくぎよかことですよ。しかし、そうじゃないような言い方をされるもんだから、いや、あなたたち鹿島のため、ほんなこて思うてしよつとねと、ここで一遍みんなほんなこて鹿島の将来のことを長期的にやっぱり考えにやいかんじゃなかですかということを言iyorんでですね。

私は基本的には、やっぱり国とか県とかとうまくやりながら、おっしゃるようにバランスとりながらやるというのは基本ですよ。私の方からそのバランスを崩そうとかなんとか、県に対して、国に対してしていませんよ。しっぺ返しとかなんとかさっきの話がありましたが、これは私に言うことじゃないですよ。県に、国に言うことでしょう。鹿島市議会の議員として、そんなことしたら承知せんと、鹿島市議会としてそんなことしたら許さんぞ、こうあるべきで、私は何年も前に言いました。平成8年のときにいろんなことがこの新幹線問題でありました。そのときにも私は市議会で今、谷口議員が虚心坦懐に言われたようなこととは逆に行動をしておられるという方もおられて、そして、皆さん方、私ば鉄砲で——鉄砲の弾というぎ前から飛んでくっと思うとったと、戦争しよつて。しかし、後ろから飛んできよつつかということもありました。そうじゃないのかなと、そうじゃなかったら、ここでみんなで一遍和解をしましょうや。僕は最高責任者として、市議会議員にお願いしますよ、皆さんに。これが一つの大きな鹿島の、本当に前に進もう、いろんな政策面でもやる場合にも、何かといって、ぎしぎしぎしぎししてきたじゃないですか。

今、私も虚心坦懐に受けとめます。あなたがおっしゃった表情まで見ました。やっぱり変な考えというのは持たずに言ってくれたと思います。もし議員皆さんが、おんしゃれん人が今おんさっぱってんでですね、議員皆さんも全員がそうであれば、ここで一遍、市長と議会と和解をしましょうや。そして、一丸となって国、県と話をしていきましょう。そうなれば何ちゅうことはないんです。また、今回の市長選で決着ついたでしょう、この結論は。だから、これをみんなの同じ思いとして共有しながら今からかかっていけば、鹿島市は盤石のもんですよ。

だから、今おっしゃったように、ややもすると桑原市長は少し強う言うてみたりなんたいしよつとじゃなかかとか、それは虚心坦懐で私も受けとめます。しかし、ことの本质は、国、県の政策の方向性と、鹿島市がとっている方向性は、どうしても対立しますよ。これをふにやふにやにせろという意味じゃないでしょう、今おっしゃったことは。やっぱりしんのところはしっかり持ちながら、そして側のところにもう少しソフトにされんかという意味だと思いますので、これは私も虚心坦懐に受けとめます。議員の皆さん、市民の前で約束してくださいよ。そうであれば、本当に今までいろいろあったばってん、ここで鹿島市一丸となって頑張ろいさと、そして長崎本線の存続のため、もういろいろなかと。こいでやっていこう。

市民も一人も並行在来線の経営分離に賛成と言うもんはおらんやつかと、これでやりますよ。ぜひお願いします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういうふうなことじゃないんですね。市長は、ややもすると、自分もやいよることに忠告とか、あるいは意見とかが出たときには、白と黒に分けてしまおうでし過ぎよんさつとですよ。白と黒には決まっとらんとですよ。途中であったでしょう。9回協議がありましたけれども、協議の状態を見ても、鹿島に来て、そのお客さんですよ、議論をしよるのに、一方の過ぎる議論の進め方ですね。ありませんでしたか、そういうことが。

その存続を主張するというのは、これは市民を代表する市長の立場として、これは体を張って頑張ってもらうことに異論を唱えるのは一人もおられませんよ。ただ、対等な協議になつとるかという議論をここで何回でも私に限らずしてきておると思います。そういうものをあたかもおいがやいよつとに反対しよつとということのとらえ方になつとるんじゃないですか、あなたは。そこが一つは指摘をされていますよ、プロセスを。一つはプロセスですね。

それから、県の言うことは、それは気に入らんこと、いっぱい言うくさんた、こっちの方針と相反することを向こうは言いよんさつわけだから。しかしね、一つはやっぱりそれは聞く分な謙虚に聞いて、そして市民にも、全員協議会に出された資料も、あなた、市の資料だけじゃなかったですか。県から出された資料は出んやつたときもあったですよ。そいけん私は言うたですよ、議会にも市民にも対等に情報は与えてくださいと。そういうプロセスの指摘をされておるのに、君たちはおいがやいよつとに反対しよつと、白黒論でこれを処理されていく。

だから、市民総参加という市政運営を旗頭に持った市長であるならば、そうしたやっぱり異論じゃなくても、忠告であっても、意見があったものを、おいが言いよつことに無条件でついてこいという態度じゃなくて、そういうことを今まで指摘されてきておるんじゃないですか。私はそのことを言っていますよ。

だから、それは谷口議員が今言ったと、やつとわかりましたて、何て言いよつですか。私自身はもう新幹線問題では初めから基本姿勢は意思表示をしていますよ。市長がそういうふうな政治姿勢、行政手法をとられるからおかしいと、だから、市長かわっていただこうというぐあいには私は動いたんですよ。そういう批判を謙虚に受けとめてほしいと。特に今はJR問題がこれだけやっぱり市を挙げて総力を挙げておるさなかでありますから、あえてこの問題をこうした機会にもう一遍私は確認の意味で今質問に取り上げておるんです。私はそういう思いで質問をしておるんですが、何かあれば申し上げます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

えらい立派なことを言われましたが、到底今言われたことを率直に受けとめるような前議員さんのあれだったですか、今までが。いろんな動きを勘案して、やっぱり新幹線問題に関しては、反対もあっていいですよ。しかし、私は私の考えで主張をして、そして、今回の選挙を戦って、そして当選させてもらったじゃないですか。

そして今おっしゃったようなことで、今までいろいろあったかもしれないけど、皆さんがそうであるならば、ここでもう一回みんな虚心坦懐になって、そして議会と私と一緒に、新幹線建設、あるいは経営分離賛成の人と戦っていきましょと、こういうふうなことを申し上げているわけですよ。

それは私も人間ですから、ちょっと言い過ぎることもあります。それはもう反省しております。今までも何回もこれは議会でも私、反省の弁を述べていると思います。しかし、基本的スタンスは、私は揺るいでないつもりであります。どうか、そういう手法面で私も今後気をつけていきます。だから、執行部と経営分離に賛成する者は一人もおらんという認識なら、もう一本になりましょやということを言っているんです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

だから、そうしたプロセスを一つの区切りの時期にもう今あるわけですから、プロセスをひとつ省みる点があれば省みていただいて、議会とのまたすり合わせが必要なときには、こうした場ではなくても、幾らでも機会をつくろうと思えばできると思いますので、議論の場をまたつくって着けばいいのではないかというふうに思っております。

それでは、次のテーマに入ります。人事問題でですけど、職員の健康管理問題というのは、私が発言の中で、職員の皆さんそれぞれ一人一人がひとつ気をつけてくださいと言ったのは、総務部長に水を送ったという意味じゃなくて、これはもう職員の一人一人の皆さん方がみずからのやっぱり健康管理、そのために職場の、あるいは環境のそうした諸条件の改善の必要があるのは、どんどんやっぱりそういう部局に風通しよくつながっていくような体制をつくる、そういう意味を含めて申し上げております。

それから、法で定められた健康管理義務というのを十分果たされているということは、私も百も承知はいたしております。ただ、その上でも長期休暇、30日以上長期入院の方、あるいは毎年ではございませんけど、平成12年度も2名、14年度も2名、今般も1名ということで死亡された。これは直接仕事だけが原因とは申しませんが、やはりストレス性の病状ではなかったのかということを考えてみれば、ただ、個人の責任だけ、あるいは法定的な部分はやっておるからということだけでは済まされない問題もあるんじゃないですかと

いうことを申し上げておるわけです。

人間の体というのは、1日24時間のサイクルで動いてはおるんですけど、特にストレス症のようなものは、それはもう春夏秋冬とか1年とかいうサイクルのもとで人間の体というのは動いているわけですので、そういった点では総務委員会でも申し上げましたが、その年休の消化率の問題、リフレッシュできるような休暇の使われ方、いろんな問題もあると思います。こうした機会に第三者からの指摘じゃなくて、当事者である行政組織の中から改善意見が出てくるという空気をつくってくださいよ。そこを要望しておるんです。これはやっていますか、これはやっていませんかと、そういう言い方はしておりません。行政内部でそうした機運ができませんかと、こうした機会にそういうことを提起をしておるわけですので、十分ひとつ検討していただきたいと思いますが、総務部長いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

中橋教育次長が亡くなられたことは、何とも痛ましくも悲しいことでございました。ただ、このことをもって職員の福利厚生の全般的なものと直接関係があるとは思ってはおりません。したがって、こちらから何かを提案するようなこと、これは今のところは考えておりません。もちろん、今の福利厚生のやり方で十分とは言えないかも知れませんが、このことは福祉と同じようなことでございまして、やろうとすれば限りがないというようなことでございますので、限られた財源と、それから担当の職員数、ここでベストを尽くしていくことが必要であるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もう一回重複して申し上げますが、今までの県と交渉の中で、県の副知事さんにも何回か直接お会いして、私も激高する時がありました。ただ、そのことは私自身も反省しますし、県の方もやっぱりそのあたり、ちゃんと約束事を守って、そして今から協議を続けていいですよということは、当選した明くる日に知事のところに行って、副知事さんにそのことを申し上げております。したがって、改めて私自身のこういう性格による、少し激高した言い方とか、それは反省をいたします。ただ、私は非常に今意を強くしましたのは、全市民一人残らず経営分離に反対だという認識を、谷口議員なりの認識を示されたと思いますが、議会議員の皆さんもそうであってほしいというふうに思います。

これは提案と言ったら怒られますので、市民の皆さんもこのテレビ等を通じてお聞きですので、ぜひ今議会でもう1回確認の意味で、全議員さんが経営分離に対して賛成か反対か、

イエスかノーかをやっぱり考えを問うというふうな何か手法がありますか、そのことを示していただいて、いや、やっぱり全会一致でいかんと、相手は何千倍、何万倍という大きな敵と言うたら語弊がありますが、私たちと意見を——反対の人たちが攻めてきておるんですね。ですから、ぜひこの議会でも純粋に、そして、おいどんが今までいろいろ言うてきたとは桑原市長の姿勢に対する反発で言いよったんだと、それを言いよったんだ。それはそれで受けます。ただし、純粋に経営分離に反対か、賛成かをぜひこの議会で皆さんで確認をしてください、市民に見える形で。そして、一人一人の議員さんが責任を持って市民に示していただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

質問が終わって、次の項に移ってからまた前の答弁を、最近はずっとそういうふうな場面がここにあります、議事整理をよろしくお願いいたします。

議会へのそういう市長の思いが今語られたんですが、それはもう議長がどういうふうにかかれたか、それは議会での判断ですので、そういう要望があったというところで私は受けとめております。

次に、今の総務部長の質問にもう入ったんですが、ちょっと冷たいですね。印象が冷たいです。何にもそこで責任を問うとるわけじゃないけど、ちょっとそれで果たして人のぬくもりというのが伝わるのかなあと。こうした長期入院患者の皆さんが聞かれて、それは市の関係当局に不満を漏らした方は聞いたことはありませんけど、関係部局の部長さんがそういうふうな答弁をこの場で、議会答弁をしょんさと、入院患者さんがそれを後でケーブルテレビかなんかで見られて、どういうふうに感じられておるのか、もう少しそこら辺というのは、ぬくさがあってもいいんじゃないかと思うんですが、それは私のひとり言と思って聞いてもらっても結構ですけど、そういうふうな実感を受けてなりません。

何分までですかね。（発言する者あり）55分まで。はい、それじゃ、時間の制約が55分までということのようでございますので、次に移ります。

職員の処分の関係でございますが、今般の処分は、前回といいますか、去年の6月議会の一般質問でどなたかが取り上げられたところ、時期的にはそこに端を発しているんじゃないかというふうに私は思っているんですけど、いずれにしても、公権力を行使することになれば、やっぱり組織部内、組織内部を構成しておる300人の職員もそれでやっぱり気持ち、合点がもちろんいかなければならん。市民感覚としても、そうかと、そういったことでの処分であったのかと。やっぱり納得の得られるものでなければならない。対外的には、やっぱり慎重性を求められるそうした行政情報が、まだほかにもたくさんあるわけなんでしょうけれども、あえて行政主導や、円滑、公正な行政事務の執行を求めて仕事をやっておる

途中で、関係者の求めに応じてそうした資料を手渡されたという過程でのことだろうと思うんですよ。

それで、お尋ねしたいのは、これは私が情報として聞いておる範囲ですので、確認の意味で関係当局にお答えをいただきたいと思いますと思うんですけど、そうした公務をやっておったと。さっきの午前中の助役の答弁では、審査の過程でいろいろ問題もあったけどということを言われたですね。その問題があったけどというのは何なのか。

例えば、こういうことではないかと私は今のその答弁を聞いて思ったのは、その団体の監督官庁は市じゃなくて県らしいんですけど、県の方から当該団体あてに、それは名称はわかりません。改善勧告なのか、改善命令なのか、あるいは改善指導なのか、その名称はわかりませんが、そういう事実を改めなさいというようなのが書面で来たんだという話も聞いておるんですよね。そこら辺のことをおっしゃっておるんですかね。どうですか、そこら辺。そういう県からの指導が入っておるんですか、掌握をしておられますか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど私の答弁に対して健康管理を預かる部署、預かる者として、冷たいというようなことを言われましたので、一言反論をさせていただきます。

我々は福利厚生部署として、側面からではありますけれども、精いっぱい職員の健康管理のお手伝いをしております。そういったことで、そのような発言をされますことは、非常に心外でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

谷口議員の方から、その団体に対して県の方から指導の是正の勧告があっているということを知っているかという御質問でございます。

この情報は、職員が人事委員会に不服申し立てをいたしまして、その書類が鹿島市の総務課の方にも送ってまいりました。その中に本人が昨年の11月に県の方から指導の是正ということが入っているということで、私どもはこの二、三日前、その情報を入手したところでございます。その内容につきましては、詳細には把握をいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういう文書というか、指示が出たのは承知しとらんということですね。わかりました。

承知をしていないということで、そこはそれで結構です。

それで、ちょっと量刑じゃないでしょうけど、処分の重さというのは、どういう尺度といえますか、いろいろ停職になる場合もあるでしょうし、勧告とか訓戒だとか、いろいろひどいときは懲戒免職というのも制度上はあるんですけども、そういうのは適当量というのはどういうところで決まるようになっておるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

処分の軽重といえますか、その判断についてということですが、私たちがこれを参考にするに当たりましては、人事院の職員福祉局がこの懲戒処分の指針というのを発表しております。その中に、秘密漏えい、それから、個人の秘密情報の目的外収集というようなことについては、処分の指針としては、免職または停職とするという指針がありますし、あわせて私どもの市で設けております懲戒処分基準の中でも、秘密漏えい、職務上、知ることのできた秘密を漏らし、公務の上に支障を生じさせた場合は、免職または停職とするという指針、基準を設けておりますので、それに従って処分をいたしたところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この問題は、非常にまだ多岐に絡んでいるというふうに思っております。それで私たちは、捜査の権限も、職員に対しては、確認をするために事情聴取もいたしますが、例えば、議員においても、「警察から捜査の入ったとき言うけん、おまえたちには言わん」と言われていましたという報告を受けてみたり、いろんなことがこれはまだあります。したがって、今回といえますか、本人の秘密、個人情報を漏らしたと、この1点に絞った処分であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

物事には因果関係というのがすべてあるわけであって、一つの仕事を進めていきよる間に知り得たこの情報ということ、そういうことからいきますと、因果関係の行き着く先がどうだったかと、公務執行、途上の話が今なんですけど、結果がどうなったのかというのは、そういう県の指導命令とか、勧告が出ておるんじゃないかという、その結果論を私は聞いたかったんですけど、それは情報が入っていないと、承知していないということです。今市長も言われるように、守秘義務1点で処分をしたんだというふうに言われておりますので、それはそれとして、答弁としては受けとめたいと思いますが、その2カ月という停職も幅、

その判断の仕方もあるんじゃないかと思うんですが、一つは、公平感とか、そういった点で、過去にも処分の例は本市の場合はありますし、桑原市長になられてから免職処分をされた経験もあると思うんですね。そういった点からいけば、バランスに不均衡性はないのかというのを私は直感的に考えたんですよ。ちょっと重過ぎるんじゃないかなという印象を持ったんです。

例えば、最近非常に飲酒運転というのは社会的にも厳しくなっています。学校の先生は即これなんだという話もあるわけでしょう。そういう飲酒運転、あるいは公費ではなくても、準公費、行政内部で預かっているような民間団体のお金を使い込んだとか、暴力事件もあったかも知れません。あるいは無断欠勤というのがあったのかもわかりませんですね。そのときそのとき処分を科せられてきた。その処分の実態と、その1点に絞って今回は処分をしたんだというこの処分の量刑と言うのが適当かどうかわかりませんが、そういうところにバランスを欠いていないのか欠いているのか、そこら辺というのはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回の停職の期間についての御質問でございます。

この期間を検討するに当たりまして、私どもといたしましては、この法律違反、条例違反が、罰則規程があるという法令、条例になっております。そして、この調査ですね、いろんな調査に多大な時間を費やしたということ、また支障を来したということ。そして、立場が部下を指導する立場にあったことですね。役職にあったこと。そして、守秘義務、個人情報と知りつつ、その情報を本人の許可を得ずに漏えいをしたと、そういう事実。そして、先ほど議員が申されました過去の職員の処分状況、これは停職の処分状況を勘案しながら今回の期間というものを決めさせていただきました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

もうこれで終わろうと思っておりますが、最後に一つ、処分のところで終わるのはちょっと味が悪いんですけど、時間も来ておりますので、これで終わりますが、過去の処分を見ると、常識的には直属の上司とか、職員の管理責任の範疇の方についても、それ相応の処分を科したという事実も過去にはあると思うんですけれども、今回の場合はそういうふうなことはあっていないんですかね、本人だけの処分で終わっておるんですか。それで終わります。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回の処分、通常につきまして、懲戒の中で戒告というような、部下に対する監督不行き届きというふうなところで処分が科せられる事例が多うございます。今回につきましては、上司の命令がなく、勝手な独自の行動をしていたこと、そして、その当時の上司が既に退職をしていたということで、今回は上司に対する監督不行き届きという処分は検討をいたしませんでした。

追加して御答弁を申しますけど、今回の処分は、職員本人のみの処分となっております。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。2時5分から行います。

午後1時53分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番議員伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番議員伊東茂です。

質問の前に、先月お亡くなりになられた中橋教育次長様、私は1期生の議員としていろいろ御指導をいただきました。本当に深く感謝をいたしております。御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は、さきに行われた市長選挙で5選を果たされた桑原市長が選挙戦で掲げられた公約、キーワード、こういうふうなのを出されておりました。これに基づいて、質問をさせていただきます。

今回の市長選挙は、長崎本線存続か、県南部地域の振興策に伴う長崎新幹線建設の是非を問う選挙として各マスコミは取り上げました。無論このことは、鹿島市政をにらむ今後100年の重要課題であります。それと同時に、今期4年間、混沌とした今の鹿島市の現状を打破し、活力ある市政、政策をだれに負託するのか、鹿島市のターニングポイントになる選挙と、市民はとらえていたと感じています。

選挙後のマスコミのインタビューの中で、初心に返って市政に取り組むという言葉をお聞きしました。市長が日ごろ提唱される「人が輝くまち鹿島」と、大いなる田舎づくりが市民も望む形で、官民一体が力を出し合い、皆が誇れる鹿島市をつくっていききたいと思います。

先ほど谷口議員の質問で、各部長から、総論として今後の施策、それとか、市長からどう

いうふうな指示を受けたかというのを述べていただきましたので、その中で幾つか拾い上げて、具体的な施策について質問をいたします。

それでは、5期目の桑原市政運営について、大きく分けて1項目めが定住促進について、2項目めが交流人口の活用についてです。

初めに、定住促進を進める上で、産業の振興についてです。

基幹産業である1次産業の農家、漁家の収入安定こそが後継者育成につながり、若者の市内における定着率アップと考えています。

しかし、昨年の農作物は全体的に不振で、米の作況指数は、県で前年度比93%、園芸においては、JA佐賀みどり鹿島で前年度比ハウスミカン79.5%、温州ミカン83.3%と厳しい状況です。

ハウスミカンは、原油高騰の影響も出ております。温州ミカンは、生産者の自助努力、生産計画の実施にもかかわらず、消費の伸び悩みから価格低迷を続けています。このミカンは、前年度比だけではなく、ここ数年、毎年毎年下がってきております。前年度比を落ち込んでいるという現状でございます。

タマネギやアスパラは、前年度を上回るものの、園芸主力のミカンの落ち込みは深刻な事態ととらえますが、このような状況下において、市長は、今期どのような形で鹿島市の農業政策に取り組まれるのか、最初にお聞きします。

次に、漁業についてですが、有明海の水質問題を抱えながらも、鹿島市は昨年度、過去最高の販売枚数2億7,900万枚、販売金額2,767,000千円の実績を上げました。これは協業化の成果のあらわれでもあり、私も十分評価をいたします。

しかし、手離しでは喜べない現状があります。前年度比、販売枚数139%、販売金額126%の傍ら、重油単価が前年度比132%と、大幅に経費がかかっていることです。実際漁家への収入が前年度より目減りする現象が出ていることです。

現在、ノリ生産者は187漁家、その中で、協業化が12施設、七浦に9、浜に3、59漁家となっています。今後、中国、韓国産乾燥ノリとの競争が激化することを考えますと、さらなる合理化が必要と考えます。

経費と労力の軽減策として、個人経営の方々から共同乾燥機施設の設備の要望があります。機器の耐用年数を8年と考えると、更新時期に協業体へは複数の補助金が受けられ、個人経営では補助対象にならない矛盾があります。そこで、個人経営体向けの共同乾燥施設をつくり補助ができないかということです。県東部地区では、1枚3円50銭で委託乾燥を行っております。担当課の所見をお願いいたします。

次に、若者の就業率アップを図るためには、新たな魅力ある企業誘致策が必要と考えます。

桑原市長は1期目就任時に、みずからトップセールスマンとして鹿島を売り込む姿勢を見せられました。今期5期目を迎え、初心に返るということは、企業誘致に新たな姿勢で力を

注がれると感じています。

地場産業のろうそくの生産地、三重県亀山市は、液晶パネルや液晶テレビの製造を手がける大手家電メーカーの企業誘致が成功し、一躍有名になりました。亀山産として人気を博していますが、これは三重県のハイテク企業誘致策から生まれたものです。

鹿島市も、ことし5月、県の企業立地推進特区の指定を受けております。時代の変化とともに躍進する企業の形態も変わってきています。鹿島の自然の豊かさとロケーションのよさを前面に押し出す企業誘致策に、どのように取り組むのか。また、具体的な案を持ってもらえるのか、市長に答弁をお願いしたいと思います。

次に、少子化対策と教育についてですが、今議会は、子育て支援における医療費助成や学童保育について各議員から質問が出ていますので、ここの部分は省かせていただきます。

私は、子育てにおける子供の環境、生活の安全について質問をいたします。

連日報道される幼児や児童が犠牲となる犯罪事件や事故の数々、日本全国、都市部も地方も関係なく、事件が多発しています。県内においても、例外ではなく、ひき逃げ事件が発生をいたしました。

鹿島市管内においても、ことしに入り、声かけ事例が多発しています。子供を巻き込む事件や事故を未然に防ぐためには、いま一度子供を取り巻く環境の安全面を調査する必要があると感じます。

公園や通学路などの子供が利用する施設や道路の点検は、定期的に行われているのか、また、近ごろとみによく見かける光景として、塾へ通う中高生が夜遅く自転車で帰宅する姿をよく見かけますが、路地へ入れば暗やみとなる箇所もあります。防犯灯の点検、増設も必要ではないかと考えますが、答弁をお願いいたします。

次に、食育における学校給食について質問をいたします。

成長過程における食育の重要性は、PTAでのセミナー開催や各種団体の講演会で保護者にも浸透しております。鹿島市における学校給食は昭和38年から始まり、昭和43年に給食センターができたと聞いております。育ち盛りは食べ盛りと言います。子供の成長に必要な栄養と安全面を考え献立にも工夫され、小学生で640カロリー、中学校820から30カロリーの給食が出されています。共稼ぎが多い現在では、多くの保護者がこの完全給食をありがたく思っております。

しかし、ここ数年の小・中学校のPTA総会において、給食費の未納について質問が相次いで出ております。

調べたところ、平成16年末までの未収金が毎年ふえ、膨れ上がり、相当な金額になっています。きょうは具体的な金額は出しませんが、このままでいいのかというぐらいの金額になっております。そのしわ寄せが毎月納付している子供たちの給食の献立内容に出ているのではないかという疑問が上がっております。この件について、御説明をお願いいたします。

次に、２項目めの交流人口の活用について、観光の強化です。

昨年12月議会の一般質問でも、私は大いなる田舎づくりの具現化として、グリーンツーリズムとブルーツーリズムの複合型や団塊世代への第３クールの提案を行ってきました。

ことし４月21日に、浜地区念願の国の「重要伝統的建造物群保存地区」に２地区同時に選定を受けました。これから建物の修復、周辺の環境整備が始まりますが、以前から提案がなされていた祐徳神社参拝客の鹿島市での滞在時間の延長、観光消費額拡大のためのトライアングル構想に着手する時期が来たと感じております。市長も、今議会開会日、演告にて新たな観光資源としての活用性を述べておられます。県外へ向けての新たな観光PR、JR、旅行会社とのプランニング、市内入り口でのサイン計画など、具体策があるのかお聞きして、１回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

伊東茂議員の御質問にお答えをいたします。

２点、私の方からお答えいたします。

まず、どのような形で農業政策に取り組むのかという御質問でございます。

ことしの１月26日、農業、漁業、商工、３団体協議会から振興策について、提言書が提出をされております。

J A佐賀みどり鹿島地区協議会からの提言は、次の５点でございます。

１点目、ミカン生産の再生のための優良園地及び荒廃園の整備、２点目、平成19年度からの品目横断的経営安定対策に対応できる集落営農づくりと担い手づくり、３点目、野菜の生産振興に対する補助事業の継続、４点目、畜産振興に対する政策的支援——これは環境問題等となっております。最後に、５点目、農村観光資源を生かしたグリーンツーリズムの推進となっております。

この５項目の振興策について、市長から、まず基本的に、第４次総合計画の基本計画の見直しに盛り込んだ上で農協と緊密な協議をしながら、財政状況を考慮して、優先順位をつけて、取り組みを着実に進めるよう指示があつておるところでございます。

次に、漁業関係についてであります。個人経営体を対象にしたノリ共同加工場整備の補助ができないかというお尋ねでございます。

これは佐賀県では、ノリの養殖協業化について、有明地区の重要施策として推進をされております。協業化の状況を申し上げますと、県全体で漁家1,158でありまして、17年度末現在、協業体数が102で、協業化率が38.5%となっております。本市といたしましても、協業化を推進しております。現在、ノリ漁家187戸のうち59戸が12の協業体で、グループをつくって操業を行つておるところございまして、協業化率が31.5%となっております。

それで、議員からお話がありました、委託乾燥ができる協働化補助につきましては、県全体102のうちに16カ所ございまして、漁協が運営操業を行っておるのが現状です。本市ということになりますと、12の協業体があるわけですが、これが全部、漁家のグループによって行う共同化互助方式となっております。

現行制度では、議員からお話がありました委託乾燥方式も、同じく国の40%、県の15%の補助の対象になることが確認できております。市全体では187の漁家での平均柵数、これが261となっておりますが、補助の採択要件として、経営規模の柵数が1,200以上となっておりますので、小規模の漁家の方が補助に乗りにくい面があるのではないかと考えます。今後、希望されておる実態を含めまして、漁協とお話をさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問の中で、まず、企業誘致の件について御返答を申し上げます。

平成17年度には、片山畜産食肉株式会社、本年には、J Aビバレッジ佐賀の方の移転が決まっております。また、先ほどありましたように、本年5月8日には県内4番目の市として、佐賀県の企業立地促進特区の指定を受けました。今後とも、このような優遇措置を活用して、新たな企業誘致を進めていきたいと思っております。

今後の方針でございますけれども、まず、プロジェクトチームを立ち上げることを予定していたしております。そういう中で、まずは企業の情報収集ということでございますけれども、県とか佐賀県工業開発推進協議会、または進出企業等より、いろんな情報収集をしたいと思っております。

それから、今度は、鹿島市管内の就職状況ということでございますので、鹿島市、嬉野市、太良町あたりに今、高校が5校ございます。このあたりの就職の情報等も収集したいと思っております。

それから、先ほどありました企業の立地促進特区でございますけれども、これの指定を受けたものでございますから、これでパンフレット等をつくりまして、これでのPRを行いたいと思っております。

それと、新規工場団地でございますけれども、これは県営の工場団地を、県の方へ要望をしたいと思っております。

あと、立地可能な工場でございますけれども、現在市内では、谷田が約3.7ヘクタール程度、それから工場の専用地域でございますけれども、浜のこれは祐徳薬品さん付近でございますけど、約2ヘクタール程度ございます。それから、準工でございますけれども、これは大

村方の団地のすぐ南側でございますけど、ここに約2ヘクタール程度ございますので、こういうものの推進を図りたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）済みません。引き続きまして観光面でございますけれども、観光の振興ということでございますけれども、観光振興の柱として、祐徳稲荷神社を核とした山と干潟と酒蔵通り、また、蟻尾山から鹿島城址など歴史、自然を結ぶトライアングルのルートづくりに取り組んでおります。

現在までに、上記の観光資源を取り込んだ七つの市内散策モデルコースを作成し、パンフレット等にしてPRを行っているところでございます。酒蔵通りと門前商店街につきましては、平成17年度に「佐賀県の美しい景観づくり地区」に、これは県内で12地区選定を受けておりますけれども、また認定をされております。また、今回酒蔵通りと浜地区が重伝建の指定を受けたことにより、今後より一層の利活用とPRを行っていきたいと思っております。

それから、旅行会社との提携でございますけれども、JTB九州さんの方で、7月から8月でございますけれども、バスツアー企画において、干潟体験のPRを行っていただきます。それから、近畿日本ツーリストさんの方でも、7月から8月まででございますけれども、夏のファミリースペシャルの中に干潟体験のコースをつくりまして、PRをしてもらう予定になっております。今後は、修学旅行等につきましても、旅行会社等を利用して干潟体験のPRを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

2番伊東議員の2番目の少子化対策と教育についての中で、①の子育て支援における環境・安全・ゆとりの件について、公園などの子供が利用する施設の点検は定期的に行われているかという御質問にお答えをいたします。

市民部の調整室で管理をいたしております市内9カ所に児童遊園がございますが、これにつきましましては、園内の清掃とか遊具の点検等につきましましては、週1回以上行うということで、地元の老人クラブ、それにシルバー人材センター等に委託をして、維持管理を行っております。また、月1回は、市の担当職員が巡回パトロールということで、遊具の点検、その他公園内の点検のため、パトロールを実施いたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私の方からは、公園や通学路など、子供が利用する施設や道路の点検は定期的に行われて

いるかという御質問に対しまして、都市公園や市道を管理する都市建設課の方から、今の現状をお答えさせていただきたいと思います。

まず、都市公園でございますけれども、市内に七つの都市公園がございますが、このうち蟻尾山公園と北公園につきましては、施設の管理委託をしておりますので、毎日、公園内の点検を兼ねて巡回をしてもらっておりますが、あとの五つの公園につきましては、植栽管理委託を行っている業者の方に、少なくとも月1回の巡回を行っていただいております。

また、市道の関係でございますけれども、道路管理という立場で、担当の方で月1回以上パトロールを実施しております。これにあわせまして、御質問にありますように、昨今のこのような状況でありますので、安全面でのパトロールも兼ねてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今の登下校の通学路等の点検のことでございますけれども、子供たちの通学の方法と申しますか、手段、これは徒歩または自転車ですよね。したがって、車ではありませんので、農道であろうと、どんなに細い道であろうと、通るわけですね。自宅と学校を結ぶ、その最も通りやすいところを利用するというのが通常ではないかというふうに思います。これは、通学路につきましては、交通事情というのがやっぱり刻々変化をいたしますので、毎年見直しをして、確認をしていくようにしております。

特に昨今の状況からしますと、必ず現地に足を運んで、その年用のマップを作成するとか、こういったもので再チェックをして、指導に生かしているという状況であります。

また、定期的な点検と同時に、子供たちと一緒に、あるところまでは先生たちが一緒に下校につき合うと申しますか、一緒に行くとかですね。あるいは防犯上の危険箇所とか、指導上の留意として、当然、意を払っているところであります。

他の面につきましては、ほかの課と連携をして、このような対応をしております。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村建治君）

防犯灯について、お答えをいたします。

防犯灯につきましては、各地区の区長さんの申請に基づきまして設置をいたしておりますので、設置費用の半額を助成いたしておるところでございます。この助成金につきましては、鹿島地区防犯協会からの防犯灯設置の交付金を充てておるところでございます。昨年度から防犯灯設置補助金を増額していただきまして、昨年度につきましては、40カ所程度の助成を

行ったところでございます。

また、昨年度の秋の区長大会におきまして、この防犯灯設置補助事業の説明をいたしまして、防犯対策として点検の上、設置の必要があれば、申請をお願いいたしますということで、お伝えをしたところでございます。

また、この防犯灯の補助事業のほかに、鹿島地区それぞれ各地区、例えば北鹿島地区とか、浜地区の防犯協会の各支部におきましても、支部の事業といたしまして、防犯灯の設置についての補助をいたしておりまして、この制度も御活用いただければと思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

栗林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（栗林雅彦君）

私の方からは、食育における学校給食についてということでお尋ねがございましたので、御回答申し上げます。

確かに議員がおっしゃられるとおり、昨今の経済状態、また、いろんな家庭状況の変化により給食費の未納額が増加しているのは事実でございます。これにつきましては、当センターといたしましても、重大なことと考えまして、夜間の訪問徴収、また督促状の発送等を繰り返しているところでございます。

また、納入意識の向上のために、いろんな会合に出席いたしまして、給食費の重要性を訴えているところでございます。

また、しわ寄せが毎月納付している子供たちの給食の献立内容に出ているのではないかという疑問の声ということでございますが、当センターには、お二人いらっしゃる管理栄養士が十分な栄養管理を行っております。そして、おいしく、しかも栄養がある、十分行き渡るように配慮をした上で、価格的に安くて新鮮で市場に多量に出回るしゅんの食材を使って献立を考えていただいております。さらにＪＡや各市場の協力を得まして、安く新鮮な物資を選んでいただいているところでございます。そのために、今までと遜色のない給食は提供できているというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

伊東議員の方から、浜の伝建地区にサイン計画はあるかということで御質問がございましたので、答弁したいと思います。

浜の事業につきましては、重要伝統的建造物群保存対策事業と、もう１点は、国土交通省のまちなみ環境整備事業ということで、二つの事業で事業を進めております。

お尋ねのサイン計画につきましては、公共施設等の整備をまちなみ環境整備事業の方で進めるようにしていますので、その中で、現在、散策者あるいは来訪者の歩きやすいようなサイン計画を今検討しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今回の一般質問が多岐にわたっておりまして、いろいろな部署の方から御答弁をいただきまして、ありがとうございます。一つずつ、片づけるじゃないですけど、一つずつやっていきたいと思います。ここからは一問一答でいきます。

まず、産業の振興ですが、先ほど御答弁があったように、私も、この3団体から出ている提言書、十分に読ませていただいております。

先ほど山本産業部長の方からも、農業、漁業、商工、3団体の提言書をもとに、今後の施策を行うという（発言する者あり）いや、その前、谷口議員の質問のときに、違いましたかね、そちらの方からあったと思いますので、今御答弁をいただいた平石課長おっしゃるとおりに、この提言書、本当に各団体现状をちゃんと把握され、そして今後、やはり何としてもこれはしてほしいと、やっていただきたいという提言書でございますので、実現を必ずするように、その方向で進めていただきたいと思います。

この農業についてですが、それでは、昨年度の一般質問でも私は取り上げておりますが、農産物の地域ブランドの確立、あれから半年近くなりましたが、少し各部署とも連携をとりながら、実現の方向に向かっているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

昨年の6月に取り上げていただいております、地域ブランドの確立についての取り組み、これの進展があるかというお尋ねでございます。

ミカンがブランド品として高い評価を受けながら、先ほどの議員からお話がありましたように、平成17年度産は、ミカン全体で極めて厳しい販売結果ということでありました。

J A佐賀みどり管内の果樹全体の販売金額で、11年前の平成7年をピークに43%まで落ち込んでいるという厳しい販売環境が続く中でございまして、根本的な対応策といたしまして、昨年7月、果樹の生産者、県、各市町、農協等の関係機関から成るJ A佐賀みどり果樹産地協議会を立ち上げ、ことし5月、産地の目指すべき姿、10年後の柑橘落葉果樹の生産と販売戦略を網羅した果樹産地構造改革計画が策定をされました。この中で、佐賀県を代表するブランド品として評価を受けておりますミカン「さが美人」の生産拡大をするために、数値目標を設定しながら、取り組みの基本方向が明らかにされております。J A佐賀みどり全体で、

ミカンのブランド率、現状、平成17年で13.1%を目標、22年におきまして60%となっております。

それで、本市といたしましても、県内で露地ミカンの主産地として生き残り、勝ち抜いていくために、この構造改革計画をベースに生産者、農協、行政が一体となって、産地づくりに取り組む必要がございます。

早熟系のいさお早生や、糖度が高く、浮き皮が少ない特性を持つ鹿島温州などの優良品種への早期転換やマルチ栽培面積拡大、高畝栽培の推進等を確実に実践することによりまして、露地ミカンのブランド率の向上が期待できるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、御答弁ありがとうございます。

実際そういうふうなデータを言っていただきますと、やはりそれだけ落ち込みが厳しかったのかと、また再度確認をする事態でございます。

しかし、昨年7月に、今御説明があったように、果樹産地構造改革計画ですか、こちらの方ができて、ブランド率の数値目標を掲げられて、平成22年までに60%を目標と、これが本当に現実となれば非常に力強い鹿島の財産というか、そういうふうにも鹿島だけではなく、県全体だと思いますが、そういうふうになると思いますので、本当に引き続き、こちらの方も力を注いでいただきたいと思います。

次に、漁業です。

先ほど私がお話を、質問をしたとおりに、本当に昨年のノリの生産数は、余りにも過去最高、最高ということがあって、どこのノリの生産者の方たちも、こいでちょっと一息ついたらうとと言われるばってん、そがんじゃなかと。こいだけ原油の高騰がね、この重油の高騰が非常に大変な問題になってきているということで、そこからやはり出たのが、この共同乾燥場ですね。

これは、先ほども私が話したように、東部地区の方がやはり進んでいるんだと思います、これはですね。それで、やはり先ほどから課長もおっしゃるとおりに、どうしても今の施策というか、それは協業体向けの施策になっております。個人経営体においては、非常にやはり、ちょっと矛盾するところがあるかなと。

おっしゃるとおりに、協業体を鹿島市も進めてきましたので、それは協業体でやっていただく方が一番いいのですが、しかし、まだ130近くの漁家の方たちは個人経営をやっているわけですので、そこで、もう少し手を差し伸べていただけないのかなと、市としてですね、そういうふう to 思っております。

この共同乾燥場を建設するには、幾つかの問題があるわけですね。まず、漁港に近いことや、それから、その土地を確保することはもちろんのこと、相当な水を使いますので、上水道の確保、それから地元の理解など、さまざまな問題があります。現在、七浦にはできておりますが、何とか浜地区、鹿島地区に、これができないものかということで、生産者はこういうふうな厳しい中、1円でもその経費を抑えることができないかということで一生懸命努力している実情を考えると、何とか、先ほど国、県の補助率云々はございましたが、鹿島市単独でも少し助成ができないものか、これをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ノリ協業化の推進上の問題についての御質問、要望でございます。

今後もノリの協業化の推進、これを進めていくということは、基本的に変わりございません。

それで、共同乾燥の建設補助についてですけれども、現行、国の40%、県15%、それに市は10%の補助、ただし、30,000千円の範囲内ということで、今現在行っておるところでございます。

また、議員からお話がありましたように、推進をしていく上では、まず希望者、大体现在1グループ5戸以上の枠組み、そういったところで進められておりますけれども、今後、推進していく上でも、まず希望者グループのまとまりができる、できた、そういうにしても、計画はあっても、最終実施ができるまでには、船の係留ができる海岸沿いに用地があるのかどうかなど、解決をしなければならない課題がたくさんある状況にあるということ、今のお話で再認識したところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

一番最初、私申し上げたとおりに、鹿島市の基幹産業は1次産業だと申しました。1次産業は農業だけではなく、漁業も1次産業なんですね。どうしても農業に、もちろん農業に支援するのは必要ではございますが、漁業も、それと変わらないようにやはり支援をお願いしたいと、そういうふうに思います。

次に、企業誘致の施策の方ですが、これが山本部長から言っていた分やったのですかね、市長からかな。企業誘致のプロジェクトを立ち上げるということをお話になっていたと思います。今後それを立ち上げて、それから市民総意のコンセプトを模索しているとおっしゃいましたかね、そういうふうな言葉も使われたと思っております。

御説明があったように、昨年度、片山畜産とかJ Aビバレッジ、こちらの方の誘致が成功いたしました。現状としては、非常にいい方向で進んでいるなという気がしております。

また、先ほど課長の方から御答弁があったように、パンフレットの作成、こちらの方をやっているということです。

もう一度、ここでちょっと市長にお聞きしたいのが、一番最初に私がお話ししました、その三重県の亀山市という、これは異例中の異例かも知りません、ああいうふう到大成功をおさめたところは。

市長の1期目のときにおっしゃっていらした、トップセールスマン、もう一回これをこの5期目に発揮されるのか、それをちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

企業誘致に限って言えば、やや中間は、トップセールスマンということは私も休んでいたような気がします。それは、状況がそうそうネタといいますか、企業が不景気によってやっぱりどこかに、地方に進出をしようと、企業側で。そう考えるような状況ではなかったと。したがって、ほとんど話自体もなかったわけですね。そういう状況もあります。

もう一つ、私がトップセールスマンとして申し上げているのは、やはり何か物を売って、あるいは企業誘致と、そういうこともございますが、もう一つは、いろんな面で市の顔として、例えば新幹線問題でもそうですよ。やっぱり私が前面に出てやる、これも一つの手法です。

しかし、今御質問のように、今後はそのプロジェクトチームを結成しながら、そして、私自身も先頭に立って、これはやっていかなければならないというふうに、決意をいたしております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

この企業誘致の施策のほかに、もう一つ、起業家——新しい事業を興す、これの支援というのもやはり必要ですね。

新しい業種の参入は、地元のもととある企業や商業者にいい意味での刺激を与え、活性化へとつながっていくと考えております。まちの構図も昨今、大型店の進出やバイパスの開通で広範囲となってきました。今後さらに異業種の参入が予想されると考えております。

従来、鹿島市が行ってきた空き店舗対策やチャレンジショップの施策から、新たな支援策、起業家支援策があるのか。

佐賀県の支援策として、創業支援、貸付制度等がございますけど、今後どのような形で、

本市が行う起業家支援、これについて、お聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の起業家支援について御答弁申し上げます。

起業家支援につきましては、用地や空き店舗等の情報提供とか、地元との交渉につきましては、率先して私どもはかかわっていきたいと思っております。

既存の優遇措置でございますけれども、今現在ございます工場立地奨励金制度、並びにまた、今回指定を受けました佐賀県企業立地促進制度のほかに、地域雇用創造支援事業の一環として、昨年10月でございますけれども、指定を受けた創業者に対する創業経費の一部を支援するとか、雇い入れの支援等を行う地域創業助成金とか認定を受けています。それから、こういうものを利活用しながら、起業家の方の手助けをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

やはり新しい起業家といえますか、小売業でも何でもですが、新しいのがやっぱり出てきて、業種とかが出てきたら、やはりそのまちは活性化をいたしますので、商工会議所と連携をとりながら、ひとつそのあたりもお願いをしたいと思えます。

次に、少子化対策、教育等についてです。

先ほど子供の環境、生活の安全についてということで、さまざまな部の方から御説明をいただきました。私が想像している以上に、非常にチェックはしていただいているなという、そういうふうな感想です。

特に防犯灯については、昨年度が40カ所、こういうふうに設置をしていると。それと、そういうふうな補助事業等があるということです。これは毎年欠かさず、そういうふうに点検はしていただいて、要望が各区からあれば、これは本当に続けていただきたいなと。できるだけやはり路地に入って暗やみじゃなくて、ある程度、月の光だけじゃなくて、そういうふうな防犯灯とか、そういうふうな明かりが欲しいなと思うところが多々まだございますので、そのあたりも引き続いてお願いしたいと思えます。

この子供の安全を守るところで、もう一つ、ちょっと質問をさせていただきますけど、防犯対策での地域との連携についてです。

市内の防犯協会の協力などを得て、防犯ベルは小・中学校で配布されています。

また、PTAも車のステッカーに、そういうふうなパトロール中という、ただいま市内循環パトロールとかですね、書いたのを張って、協力をしていただいております。

また、地域推進協議会の方々がボランティアで、下校時の児童への安全協力のため立ち番を行っていただき、地域ぐるみで子供を守る体制ができております。これは本当に素晴らしいことだと思っております。

ただ、お聞きしたところ、学校の授業の短縮時など、どのような連絡が行われているのかわかりませんが、不十分なためか、通常の下校時間と思い、立ち番をされ、子供は全員帰ってしまっていたと、そういうことがよくあるというふうに、ある地区の区長さんから私お聞きいたしました。もう少し、これは素晴らしいことをやっていただいておりますので、学校と地域ボランティアとの連絡調整をもう少し密にさせていただきたいなと思っております。そういうのを含めて、どういうふうな連絡調整が行われているのか、ひとつお聞きをいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今御指摘のように、地域ボランティア、そして、各方面から子供たち、あるいは孫たちのために本当に親身になって御協力をいただいていることに、頭が下がる思いがしております。

おっしゃるとおり、学校行事とか、その他の事情によりまして、急に帰宅時間等が変更になるということがあるわけですが、せっかく立ち番等をしてもらっているのに、空振りのような格好になっているという現状もあるということで、これまた申しわけなく思っております。

実態をちょっと調べてみましたら、学校の方はやっぱり事前に、このスケジュール等を公民館あたりを通して周知をしているという経緯があるようでございます。

しかし、どうしても月行事、あるいは週ぐらいですね、1週間ぐらい前には、もう一回、確認をし、お示しするなどして、緊急な場合には、どなたか窓口にきちっと決めて、周知が図れるような方向を考えていかななくてはならないなと思っております。しかし、早速、各学校には伝えて、検討を指示したいと思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

次、学校給食です。

先ほど給食センターの栗林さんから御回答というか、御答弁をいただきました。

私が質問をしているのは、毎月ちゃんとお金を払っている子供たちに、給食の献立の内容にしわ寄せが出ているのではないかというのは、多分単年度でしたら、赤字が出ている可能性がある、私は言っているんですよ。もし赤字が出たら、給食の量的に、量が少し減ってきたりしていないかということを私は質問をしております。そちらの方をもう一回、説

明をしていただけますか。

○議長（小池幸照君）

栗林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（栗林雅彦君）

先ほどの御質問に対して、お答えを申し上げます。

確かに、単年度赤字が出た場合につきまして、量的に減っているのではないかという御質問でございますが、ずっと前から、給食センターが今の現在になりましたのは昭和62年、第1と第2一緒になりまして、今の給食センターができていますけれども、それ以来ずっと少しずつの繰り越しをやってまいりました。その繰越金額があります。若干の単年度黒字が出ましても、その分で補てんをしていくと。もちろん、その分につきましては、さらに先の方のものに引き継いでいくといった形をとっておりますので、食材を少なくしたり、またカロリーを落としたりということは、もちろん管理栄養士が許しませんし、そういったことはないということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

一番最初にPTAの総会で出てきたのが、そこだったわけですね。自分たちの子供がしわ寄せを、量が減っているんじゃないかということが一番の問題でした。それは、先ほどの答弁で理解できます。ありがとうございます。

ただ、現在、給食費、小学生が3,600円、中学生は4,100円です。さまざまな家庭の事情で納付がおくれる場合ももちろんあると、これはわかっております。しかし、健全な形で学校給食を維持するためには、保護者全員の理解が必要です。現状のままで、毎年未収金はふえ続けると予想されます。また、中学校を卒業すれば、ますますこれは集金が困難になってきます。

このように、未収金がふえた原因の一つに、現在やっています口座引き落とし、これにあると考えております。以前は、各地区の当番の方が給食費の集金に回っていました。しかし、皆忙しく働いている中、集金する時間帯が合わず、何度も足を運ばなければならないということなどから、それだけとは限らないかもわかりませんが、そういうことも理由になって、現在、口座振替となっています。

未収金の回収には、給食センターの職員の方も、また学校の先生方も頭を抱えていらっしゃると思うんです。しかし、どうすることも学校の先生たちはできないでしょう。

こういうふうなことは、早急に対策を練って、市のPTA連合にも早く相談をして、解決方法、解決の糸口をつかむべきだと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

栗林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（栗林雅彦君）

先ほどの質問について回答させていただきます。

やはり口座引き落としがその原因ではないかと、一つはですね。そういったことでございますが、確かに、お顔を見て給食費を下さいとする場合と、口座引き落としで何月何日引き落とししますよといった場合につきましては、違いが出るのは否めないと思います。これは、確かに私どもが夜間に収納に回りましてお願いしますと、その場に出していただくといった場合も多々ございます。しかし、基本的には、食材費は御父兄が自主的に負担をしていただくものでございます。

ただ、言われますように、どうしても、私も回りまして会えない方、またどうしてもそこだけでいただけない方、多々いらっしゃいます。今後は、学校給食運営委員会等、関係機関、さらに、もちろん運営委員会の中に、連合会の方々は、そのメンバーでございます。ここのメンバーでございまして、学校長もメンバーでございまして。そことも十分協議をしながら、その対策については早急に検討をしていきたいと思っておりますし、また、連合会の方からも、来月早々に、ぜひそういったことでお話し合いをしたいといったことで申し出があっておりますので、積極的にその分を活用しながら、また、各学校の各地区懇談会、ここについても、もう既にお呼びがかかっております。そういったものについて出ていながら、給食費の重要性を訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

給食費のことは、大変頭が痛い問題ではありますが、年度によるでこぼこは、確かにあります。

しかし、おっしゃるとおり、口座引き落としも一つの影響として、やっぱりそのような傾向があることは否めないというように思っております。それぞれの御家庭には、さまざまな事情があります。そして、無理からぬことも、私自身承知をしているところであります。

今、所長からありましたように、PTA会長そのものも、この運営委員会のメンバーですので、ぜひそのあたりでの意見等を整理して、そして、実効ある手だてを見い出すように努めてまいりたいと思っております。

食べたものは払うと、ごく当然のことですけれども、やっぱりシンプルにこの原則を確認していきたいと思っております。その上で、私どもの動きも、幾らか鈍いところがあったかなとい

う反省もしておりますので、大まかには、やっぱり打って出る方策ということにウエートを置いていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

教育長おっしゃるとおりに、私もそう思います。食べたものは払っていただきたいと思っています。

市長にちょっとお聞きしたいんですが、給食センターでは、先ほども御説明があったように、栄養士や調理師の皆さんが栄養値の高い、おいしく残渣が出ないように献立を工夫されていることは、私も存じております。今後、給食センターが民間委託の方向に進めば、さらに難しい問題が今度は出てくると予想されます。

鳥栖市や唐津市が実施している給食チケットの事前購入、そして、もし先ほどみたいに給食費の未納の子供たちには、もしかしたら給食時間、違う部屋を用意しないといけないかもわかりませんね。その子たちは同じ部屋ではおれないでしょう。片方は御飯を食べてて、片方は食べないとか、そういうふうなことが起こるかもわからないんですね。

市内の全児童や生徒が、この学校給食、完全給食を続けてほしいと願っているわけです。そういうふうな民間委託の方向に進む、計画ではあるわけですね。そこのあたり、今現状こういうふうなのを今お聞きになって、市長、どういうふうに思われますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、給食費の未納という問題と、それからさっき御指摘、御質問がありました、量か質が落ちりゃせんかと、その分と。それは構造的には、確かにそういう構造なんです、これはですね。これを認めた上で、真摯にやっぱりお互いに話をしていかなければいけないと、その対策をどうするかということですね、まず。それで、民間へ委託した場合には、先ほど言われましたようなことが起こる可能性があると思います。

したがって、民間委託をする場合にどういうやり方でやるか。例えば、鳥栖市がアンケートをとって、母親が自分が手弁当を持たせたいと、こういう方も20%ぐらいやったかね、おられましたですね。いや、やっぱり自分は共働きだからつくりえんけんが、やっぱり給食に頼ると、そういういろんなバリエーションが、ある意味では組めるんですね。

ですから、そのあたり等を含めて、この民間委託という問題は、一遍がらがらぼんにして、そして、そういうふうな、何が一番いいかということを経験的に積み上げてやっていくということも必要なんじゃないかと。今、私が結論めいたことを言うんじゃないかと、そういうこと、やり方もあるということで、いろんな可能性もあります。

しかし、また逆に、今まではこうやったのに、いい面が失われるんじゃないかという面もありますから、それをどう補完していくか、補てんしていくか、こういうことも含めまして、今から議論をしていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

ありがとうございます。まだ民営化までは時間がございますので、そういうふうに、もう少し協議を進めていっていただきたいなと思っております。

次に、交流人口の活用についてです。

先ほど答弁をいただいた中、トライアングルコース、七つのコース、それからパンフレットをつくっているということ、それから、JTBのバスツアー、干潟体験、そのあたりを御答弁いただいております。

先ほども述べましたこの3団体からの提言書には、やはり同じようにグリーンツーリズム、ブルーツーリズムの展開による交流促進の取り組みの要望は出ております。

昨日の一般質問の答弁で、今度こそ多分、山本産業部長だったと思いますが、グリーンツーリズムについて近いうちに検討に入りたいというのと、その後に佐賀大学の地域農業専門の方とコミュニティービジネスを考えていると答えられたと思います。

コミュニティービジネス、非常に何かわかりにくい言葉ですよ。解釈に違いがあるかもしれませんが、このコミュニティービジネスというのは、地域の課題を解決するために、このごろよく出てくる新しい手法ですよ。しかし、これは、利益は余り期待できないけど、地域に貢献し、やりがいを得ていただくための雇用対策だと私は考えておりますが、これと交流人口の促進と、どのような結びつきがあるのか、まず、それを教えていただけないでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

コミュニティービジネスというのは、いわゆるボランティアではないと。地域の資源を使って、例えば産物であり、その自然環境とか、そういった自然であり、それから技術を持った人材であり、そういうものを生かして、いろんなビジネスに展開させていくというのが基本だというふうには、いろんな指導書あたりに書いてありますけれども、確かに、多額の収入を得るものではないと。地域に貢献していくというふうなことでございます。

グリーンツーリズムも一つの、私どもはコミュニティービジネスととらえて研究できないかというふうな視点で、きのうは答弁を申し上げたと思います。

ですから、雇用対策ではないかとおっしゃったんですかね。確かに雇用対策でもあります。

コミュニティービジネスというのは、多額の報酬を得られないじゃないかと。それよりも雇用の面が強いじゃないかというようなことだと、そういう御指摘なのかなと。

いずれにしても、ビジネスとして展開できるということですから、まだ佐賀大学の、特にきのうは農業の分野の地域農業政策の専門の先生をちょっとお話ししたと思いますけれども、この方と研究をしまして、いろんな方法とかやり方とかあると思いますので、研究していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

各種ツーリズム、検討に入ることですので、期待をしております。

今、日本全国いろんな場所でツーリズム取り組んでおられます。ただ、もうそういうふうなのを見てきているからかどうか、私もわかりませんが、やはり固定観念を変えるような独創的なツーリズムじゃないと、なかなかこれからは受け入れられないかもわかりません。魅力あるそういうふうなのを、鹿島というのを打ち出すために、やはり先例としてガタリンピックがあるわけですね。ガタリンピックは逆転の発想から生まれた、これはもちろん、それに加えてこのネーミングのよさとか、やはりそういうふうな総合的なものが受け入れられていると私は思っております。

やはり今から取り組むツーリズム、そのあたりも、しっかりといろんな方面の方にお聞きしたり、それとか一緒に協議を重ねて、すばらしいツーリズムを出していただきたいと思いますと思っております。

もう少し時間ありますね。

次に、この観光の強化と言えるかどうかわかりませんが、今、鹿島のお酒が全国的に注目され、また話題になっていることは御存じだと思います。蔵元が心身を注がれ、品質重視を念頭に置き、すばらしい清酒や焼酎が全国展開され、販売されています。若い世代の清酒離れから危機感を抱き、いいものをつくる、これが市内の各蔵元にも浸透し、新酒鑑評会で毎回入賞する蔵元が数社あることは御存じだと思います。

私たちは、その地元にいながらおいしい酒を飲んでいるわけですが、いろいろ福岡並びに東京あたりの方に聞くと、「こういうふうな焼酎があるけど、知っているかい」とかよく聞かれます。私も半信半疑だったんですが、私もびっくりしたのが、先日封切られた映画、「明日の記憶」でしたかね、この中に、鹿島のその焼酎が出ています。

この鹿島は、もともと酒づくりで有名ではありましたが、あと、多良岳山峡を流れる良質の水があるということもあります。ただ、今までとはまた違った新たな清酒づくりというか、鹿島の酒づくりの歴史が始まってきているんじゃないかなという気が私はしております。

ただ、そこで残念なのが、今回リニューアルされた市のホームページに、鹿島の観光スポ

ット特産品に日本酒とか、そういうふうなお酒が入っていない。これはちょっと残念ですね。ぜひもう一度復活して、これは載せていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の鹿島の酒のPRについて、お答えを申し上げます。

現在、鹿島市内でございますけれども、酒造業者が5社ございます。これは、鹿島地区に1社、能古見地区に1社、それから古枝地区1社、浜地区2社となっております。

確かに今おっしゃいますように、鹿島市や鹿島市の観光協会の方のホームページには、これは載っておりません。鹿島の地場産業の方でつくりました、鹿島うまかもんというのがございます。この中には載っておりますけれども、ホームページには、今現在はPR等をいたしております。今後は、こういうふうなことで、酒のPRもできないかもやはり研究をしていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

検討とか研究じゃなくて、ぜひ載せていただきたいなと思っております。

最後になります、質問はですね。その酒に関するのですが、毎年春には、この地元の各蔵元さん趣向を凝らして新酒の蔵開きを行われております。各蔵元さんのPRが効を奏してか、浜地区の「花と酒まつり」、これは非常に多くの清酒ファン並びに、それとは別の多くの観光客が浜並びに鹿島を訪れていただいているわけですね。春だけに限らず、年間を通じてこの鹿島を訪れる観光客の皆さんに、今すばらしい清酒というのが、銘柄が幾つかずっとあるわけですね。そういうふうなものを一堂に——一堂にですよ、試飲をしていただき、販売をしていただけないのかと。

私たち議員もですが、多くの方が多分行かれたことがあると思います。宮崎の綾町の焼酎メーカーが経営する酒のテーマパーク「酒仙の杜」、これ必ず宮崎の方、あそこのあたりに行ったら寄られますよね。そして、あそこがメーンの観光地に今なっています。

年間270万から300万、観光客を呼び込むこの祐徳神社、そこのあたりとは限定はいたしません。それとか、あと、もうそろそろ完成が間近になってきました県営中木庭ダムの周辺、こういうふうなところに、水とやはり結びつけた方がいいかなという気がしておりましたので、自然の恩恵を得た鹿島の銘酒と地場産品を取りそろえた鹿島版の「酒仙の杜」というのが、こういうふうなのはできないものかなという気がしております。

いろいろ、そういうふうにと考えると、市長がおっしゃるとおりに、まだまだ足元にすばらしい素材は、鹿島にはあるんだろうなと思っております。

もう一度、最後に、全般的な鹿島の観光、それとか観光客アップを、今の私が言った鹿島版「酒仙の杜」も含めて、市長何か思われるところがあったら、最後に御答弁をいただいて、それで質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

まずは、その全国的にかなり有名になったお酒、2年連続とか、そういった最優秀賞をお取りになった、こういったことを一つの鹿島のイメージアップのためにどうかと。

確かに市内には、いろんな業界で非常な努力をされまして大変な成果を上げてこられたと、そういったさまざまな特産品が数多くあるというふうに思います。これを全国にアピールしない手はないというふうに、基本的には考えております。

綾町の、さっきおっしゃったあの酒仙の杜とおっしゃったですかね、そのようなテーマパークまで一気にいけるかどうかは別として、やはり貴重な活性化の素材として、いろんな場面での活用を考えていきたいというふうに思っております。

それから、観光全体を、一つの基本的な考え方を市長にというふうなことでございまして、当然、観光にしても、いろんなその他の事業にいたしましても、私、先ほどの谷口議員の各部長の話をせろと言われたときにも申し上げたんですけれども、やはり鹿島市をイメージづける何かがちよっと欲しいなという気がしているんです。

福井議員のときに申し上げたのは、全国的にも、例えばフルーツのまち、簡単に言えば、フルーツのまち鹿島とか、何々のまちとかと、そういった一つの旗印を上げまして、客を呼び込むという方法が非常に効果があるような気がいたしておりますから、先ほど議員もおっしゃったような、一つのコンセプト云々と部長が言いよったというのは、その辺でございまして、少しその辺は基本の柱といいますか、基本コンセプトをちょっと研究してみたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

以上で2番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明15日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時22分 散会